

第3期丹波市地域福祉計画

丹波市成年後見制度利用促進計画

丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

素案

令和2年□月

丹波市

丹波市社会福祉協議会

目次

第1部 第3期丹波市地域福祉計画	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 計画策定の背景	6
1 地域福祉に関わる国・県の動向	6
2 本市における地域福祉を取り巻く状況	10
第3章 本市の地域福祉をめぐる課題認識	18
1 本市における人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応	18
2 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換	18
3 「我が事」による支えあいの仕組みづくり	18
4 自己決定が尊重され、尊厳が守られる地域づくり	19
5 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成	19
6 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進	20
第4章 計画の基本的な考え方	21
1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿	21
2 重要視点	22
3 地域福祉計画の施策体系	24
4 地域福祉に関する「圏域」の捉え方	25
第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開	26
重要視点1 地域を基盤とした多職種・多機関・連携強化	26
(1) ライフステージに対応した自立生活支援活動の充実強化【重点施策】	27
(2) 地域特性を活かした介護・福祉、多職種・多機関の連携と協働【重点施策】	28
(3) 医療・介護における重度化防止、及び地域生活支援の充実	28
(4) 医療介護連携情報システムの利用促進	28
重要視点2 地域づくり	29
(1) 自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実【重点施策】	30
(2) 介護予防・健康づくりへの市民参加の促進	32
(3) 見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり【重点施策】	32
(4) 支えあい活動の実践	32
(5) 民生委員・児童委員との協働体制の構築	32

(6) 多種多様な支え手との協働	32
重要視点3 人権擁護	33
(1) 虐待防止及び対応充実のための体制整備	33
(2) 権利擁護ニーズに対する支援体制の充実	33
(3) 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進	34
重要視点4 人づくり	35
(1) 介護福祉現場の魅力アップと職場定着支援	35
(2) 多様な施策による人材確保	35
(3) 研修体制の充実による人材育成の強化	35
(4) 業務の効率化と生産性向上対策の推進	35
重点視点5 公益活動	36
(1) 社会福祉法人連絡協議会の活性化	36
(2) 法人資源を活かした地域への働きかけ	36
(3) 地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化	36
重要視点6 福祉基盤づくり	37
(1) 総合的かつ伴走型相談支援体制の整備【重点施策】	37
(2) 社会福祉サービス等の適正な利用促進	37
(3) 社会福祉施設等の適正な管理運営	37
(4) 社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上【重点施策】	38
(5) ユニバーサルデザインの推進	38
重要視点7 防災・減災	39
(1) 災害時要援護者の把握	39
(2) 災害時の個別支援計画の作成と共有化	39
(3) 平時における災害への備え（訓練・意識）	39
第6章 丹波市子どもの貧困対策の推進	41
1 基本的な考え方	41
2 本市における子どもの貧困をめぐる現状と課題	43
3 今後の取組み	50
(1) 教育の支援	50
(2) 生活の支援	50
(3) 保護者に対する就労の支援	50
(4) 経済的支援	50
(5) 多分野が連携する包括的な支援	50
第7章 計画の推進にむけて	51
1 計画の推進体制	51
2 計画の進行管理・評価体制	51
3 重点施策の推進	51

第2部 丹波市成年後見制度利用促進基本計画	52
第1章 計画の基本的な考え方	52
1 計画策定の背景と趣旨	52
2 計画の位置づけ	52
3 計画の期間	53
4 計画の策定体制	53
第2章 本市における成年後見をめぐる現状と課題	54
1 現状	54
2 課題	55
第3章 今後の取組み	56
1 取組みの方向性	56
(1) 成年後見制度の利用しやすさの向上	56
(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実	57
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築	57
(4) 後見人等の担い手の確保	58
(5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止	58
2 計画の進行管理	58
第3部 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画	59
第1章 計画の基本的な考え方	59
1 計画策定の背景と趣旨	59
2 計画の位置づけ	59
3 社協計画の期間	60
4 社協計画の策定体制	60
第2章 これまでの取組みの成果と今後の課題	61
1 現行計画（第2次地域福祉活動促進計画）の成果と課題	61
2 丹波市社協が抱える問題点と課題	64
第3章 今後の取組み	65
1 行動目標	65
2 取組みについての考え方	66
3 行動目標がめざす姿	70
4 計画の進行管理	71

第1部 第3期丹波市地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、暮らしの様々な問題や課題を、日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などと連携・協働して解決や改善に向けて取り組んでいこうとするものです。つまり、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的な孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認めあいながら、課題の解決に向けた取組みを継続して行う営みのことです。

そして、そのような取組みを通じて、誰もが住み慣れた地域に住み続けることができるよう、人と人が支えあう社会の構築をめざすものです。

一方、高齢者ケア分野で進められている「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のことです。

また、「地域共生社会」は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のことです。地域共生社会は、社会全体で実現させるイメージやビジョンを、地域包括ケアシステムは、地域共生社会実現のための「システム」や「仕組み」を示すもので、地域包括ケアシステムの考え方や実践は汎用性が高く、その深化と進化は、地域共生社会へ向かう上で不可欠なものです。また、住民による地域福祉活動は対象者や分野を区切った活動でないという意味で、それによる地域づくりは地域共生社会を実現するための取組みそのものといえます。

2 計画策定の趣旨

わが国は、急速に少子高齢化が進み、多くの自治体で人口が減少する局面を迎えています。また、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」「孤立死」などの問題が顕在化する一方で、要介護者の増加に伴い、急激な介護力不足が予想されています。

さらに、地域コミュニティの変容による住民同士の関係の希薄化により、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立や児童虐待、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加に加え、高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、発達障がいやその疑いのある子どもの増加、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケアを抱

える世帯)の増加など、世代等を超えた複雑多様な生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざした取組みを始めており、本市でもその対応が求められています。

本市では、平成27年(2015年)11月に「丹波市地域福祉活動促進計画」(以下「前計画」という。)を策定し、「認めあい 支えあい 心つながるまち たんば」を基本理念に、「お互いを認めて育てる体制づくり」「支えあいを大切にした地域づくり」「つながりが生みだす豊かな暮らし」を目標に、地域に住む誰もが認めあい助けあいながら、安心して暮らしていけるまちづくりの実現をめざし、様々な取組みを推進してきました。

地域共生社会の実現をめざした取組みをはじめ、前計画の施策に対する評価・課題や地域福祉に関する市民ニーズなどを踏まえ、行政と地域住民・関係団体等が問題意識を共有しながら連携し、社会的な孤立や排除をなくし、誰もが役割を持ち活躍できる地域社会の実現をめざしていくため、「第3期丹波市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法第107条に規定されている市の行政計画です。

平成30年(2018年)4月1日に施行された改正社会福祉法の趣旨では、第4条第2項において、地域住民等は、地域に暮らす人々が抱えている地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し解決を図るよう、特に留意することと記載されました。

また市町村については、同法第6条第2項においてこれらの課題の解決を図ることを促進する施策、その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として、同法第106条の3第1項において、

- ① 地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ② 地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて、包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され、地域の力と公的な支援体制とが相まって地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされています。

(2) 本市の他計画との関係

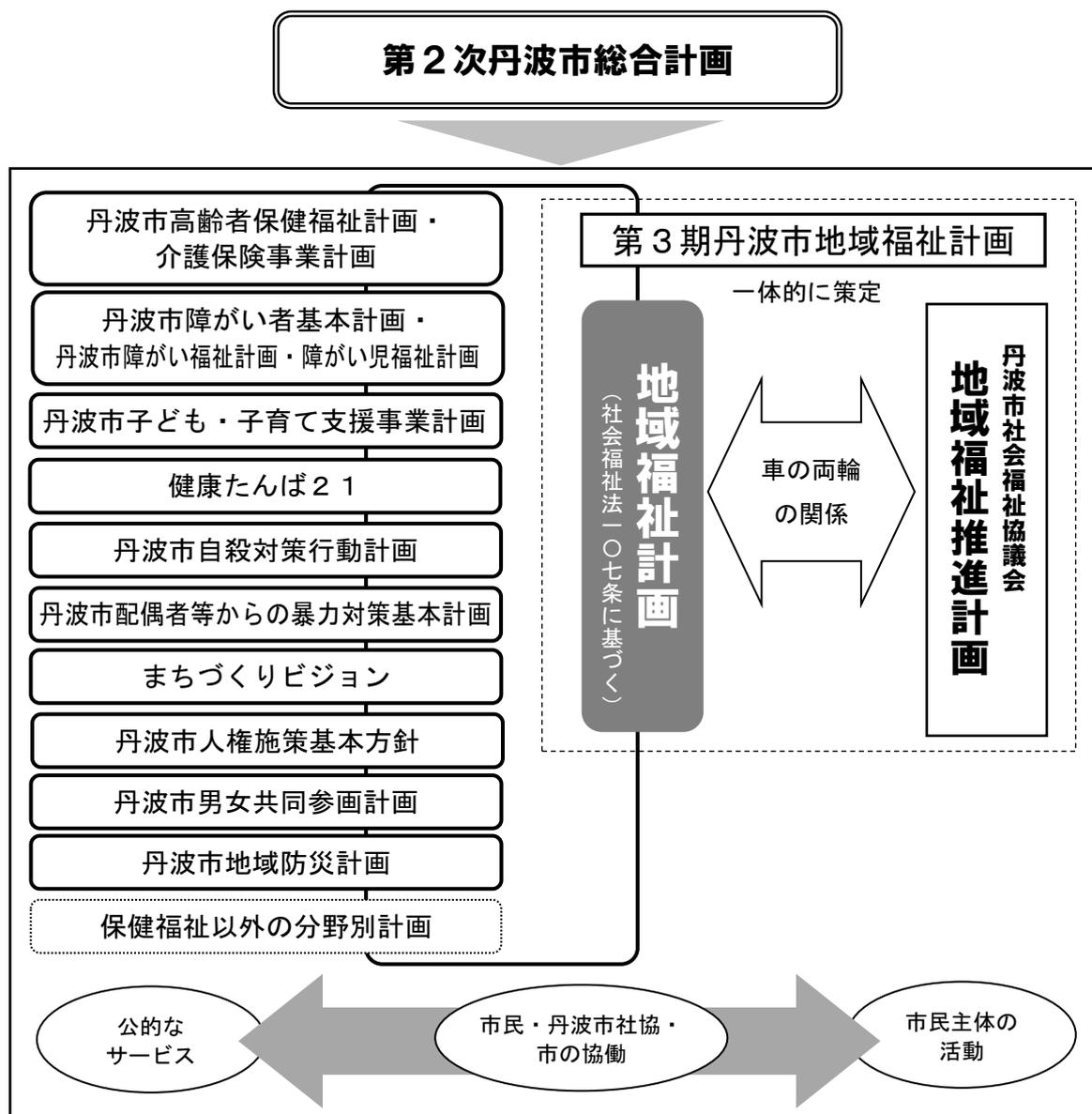
本計画は、「第2次丹波市総合計画」を上位計画とし、地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉の観点から補完・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。

また、地域包括ケアシステムのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築をめざし、対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から多様な人々の生活支援を考えていくための総合的な基本計画ともいふべき性格を有しています。

本計画は、このように地域福祉を推進するための総合計画として位置づけられるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たんば21等の個別計画における理念や仕組みと整合性を図りながら横断的につなぐ計画です。また、個別計画では網羅できない課題についても、本計画で取組を進め、行政と地域住民の力で解決をめざします。さらに、地域防災計画、男女共同参画計画、生涯学習基本計画、交通バリアフリー基本構想など、防災、交通、教育、消費生活等の他分野の計画・施策とも調和を図り連携することで、個別施策を実施していきます。

また、本計画の実行には、丹波市社会福祉協議会（以下「丹波市社協」という。）が策定する地域福祉推進計画における取組との連携が欠かせません。地域福祉推進計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進をめざす行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間です。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

平成 28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)
前計画					第3期計画				
			見直し					見直し	

5 計画の策定体制

(1) 丹波市地域福祉計画推進協議会での検討・協議

計画の策定にあたり、学識経験者や市民等で構成される「丹波市地域福祉推進計画推進協議会」において計画策定に関して審議しました。

同協議会に市民委員を中心とした3つの専門部会を設置し、地域福祉に関する現状分析や取り組むべき施策、計画素案作成について検討を重ねました。

(2) 「丹波市の地域福祉に関するアンケート調査」の実施

市民の暮らしの課題や地域福祉活動の現状等を把握するため、令和元年(2019年)11月にアンケート調査を行いました。

(3) 自治協議会に対する意識調査の実施

強み・弱みなどの地域の特性や課題を把握するため、市内25の自治協議会（以下「自治協」という。）の会長及び推進員を対象に意識調査を令和2年(2020年)5月に行いました。

(4) 関係団体に対するヒアリング調査の実施

地域の要支援者の状況をはじめ、福祉に関する地域課題やニーズを把握するため、地域福祉に関わる各種団体を対象にヒアリング調査を行いました。

(5) パブリックコメントの実施 ※今後予定

本計画に対する意見を募るため、令和2年(2020年)12月〇日から令和3年(2021年)1月〇日までパブリックコメントを実施しました。

ホームページでの掲載や市内公共施設に計画案を配布するなどして、市民等の意見を募集しました。

第2章 計画策定の背景

1 地域福祉に関わる国・県の動向

(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

また、ひとり暮らし高齢者が増えているほか、生活支援を必要とする高齢者の増加などを背景に、平成27年(2015年)4月の介護保険法の改正では、多様な主体が提供する様々な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが必要であることが示されました。その実現に向けて、「地域支えあい推進員」を配置し、地域資源のネットワーク化や開発などを行うことや、元気な高齢者を生活支援の担い手として位置づけ、社会参加を促すことなどが示されています。

(2) 生活困窮者自立支援制度の導入

失業や疾病の罹患など突発的な困難が生じたことにより社会から孤立したり、長期的な景気低迷等の影響を受け経済的に困窮する人が増加し、深刻な生活困窮状態に陥ってしまったりする人たちの増加が見受けられます。

このような状況を踏まえ、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、平成25年(2013年)12月に「生活困窮者自立支援法」が成立しました。

同法に基づき導入された生活困窮者自立支援制度では、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じできる限り幅広い支援を行うこと、さらに生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が「相互に支えあう」地域づくりをめざすこととしています。

(3) 「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築

国においては、平成27年(2015年)9月に、多機関・多分野協働による包括的な相談支援システムの構築と、高齢・障がい・児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する「新しい地域包括支援体制」の構築をめざす内容を盛り込んだ、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を公表されました。

このビジョンでは、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、地域生活を包括的に支援することをめざす「地域包括ケアシステム」の構築や、本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な相談・支援を提供することをめざす「生活困窮者自立支援制度」の取組みを進めるとともに、これらのコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していくことが示されています。

(4) 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

平成28年(2016年)6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の様々な人たちが役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすこととされました。

平成29年(2017年)2月には、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されるとともに、今後の実現に向けた工程が示されました。

「我が事・丸ごと」地域共生社会とは、これまで分野や対象者ごとに整備されてきた「縦割り」の仕組みを見直すとともに、地域における全ての関係者が「他人事」ではなく「我が事」として地域の生活課題を受け止め、「暮らし」と「しごと」の全般まで含めて「丸ごと」対応していく社会のことを言います。この社会においては、福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠であり、これまでの地域福祉推進の目的と共通することから、この社会の実現に向けた地域福祉の一層の推進が求められています。

その後、令和2年(2020年)6月には、「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立しました。改正法では、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制を構築することを目的に、「断らない相談体制」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を目的とする「新しい支援事業」のほか、社会福祉法人を中心とする「社会福祉連携推進法人」を新たに創設することとしています。

■地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用等の努力義務を規定する。
 - ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

(5) 成年後見制度の利用促進に向けた取組み

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、市町村に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務が定められ、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策に関する基本的な計画を策定するよう努めることとしています。

(6) 子どもの貧困対策

平成25年(2013年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組みが進められています。

令和元年(2019年)6月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、新たな子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。

(7) 兵庫県の取組み

兵庫県では、平成31年(2019年)3月に、「兵庫県地域福祉支援計画(第4期)」を策定しました。

この計画は、「多様なつながりが創るユニバーサルひょうご」を基本目標に、年齢、性別、障がいの有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として包摂され、多様なつながりの中で互いがかけがえのない人間として尊重しあい支えあう社会づくりをめざすこととされ、「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の視点」「リスクマネジメント(生活・福祉課題の発生予防・対処)の視点」「コミュニティづくりの視点」に基づいて施策を推進することとしています。

また、計画では、「各市町が地域の実情に応じた圏域（エリア）設計を行い、各圏域に地域住民や関係機関が参画・協働するネットワークを構築していくこと」をはじめ、「高齢・障がい、社会的孤立や制度の狭間にある課題など分野ごとに充実が図られてきた各種制度に横串を刺し、分野を超えた横断的な支援の体制づくりを進めていくこと」「コミュニティワーカー等福祉専門職の育成や増加する介護ニーズ等に対応するための福祉・介護人材確保対策を着実に進めること」「公民協働により住民が主体となった地域づくり活動を活性化すること」などに関する具体的な推進方策が定められています。

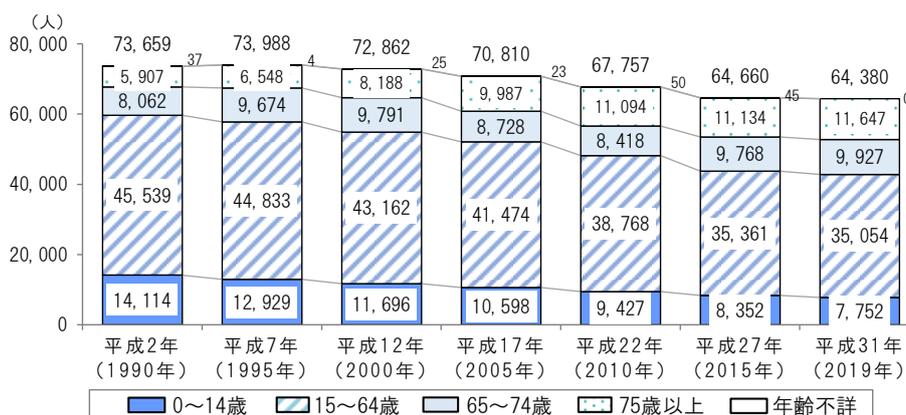
2 本市における地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の状況

① 人口の推移

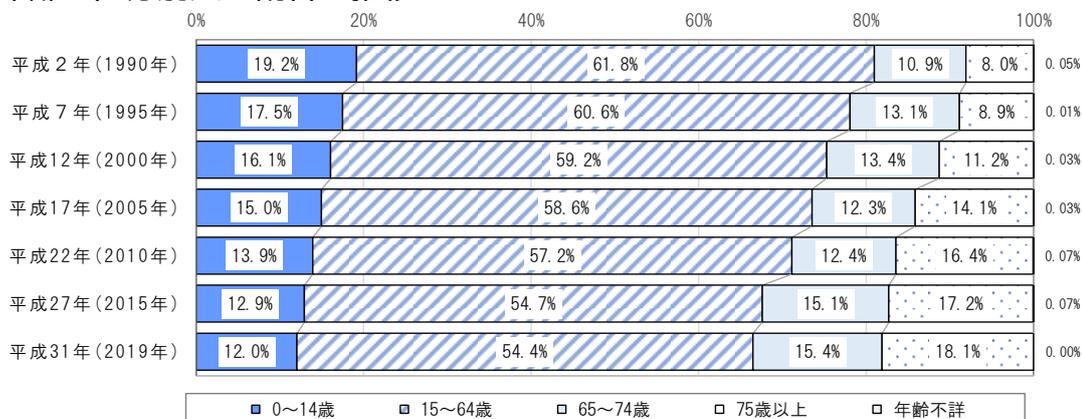
本市の人口は平成31年(2019年)で64,380人となっており、年々減少しています。年齢4区分別人口は、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳～74歳と75歳以上の高齢者の割合が年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移



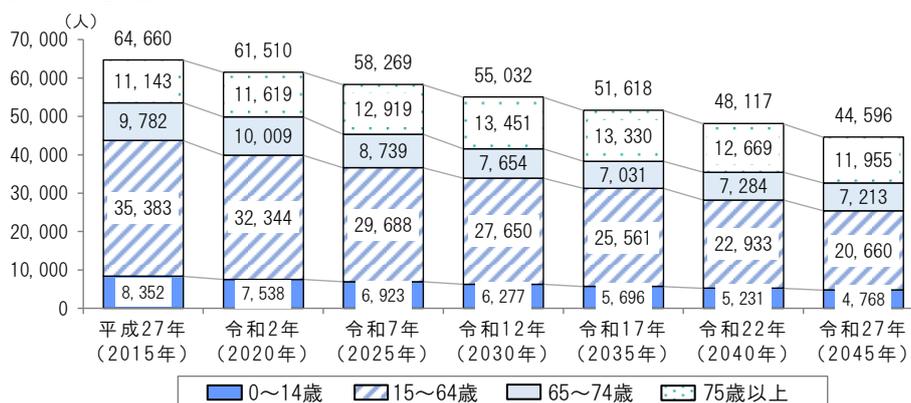
資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

■年齢4区分別人口割合の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

【参考】人口推計



資料：『日本の地域別将来推計人口』（国立社会保障・人口問題研究所 平成30（2018）年推計）

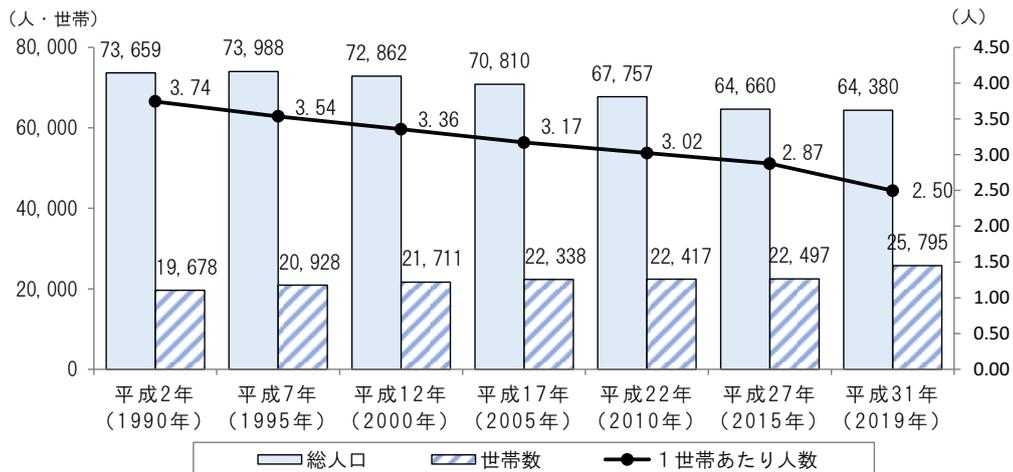
② 世帯の推移

世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、平成31年(2019年)は25,795世帯、1世帯あたりの人数は2.50人となっています。

世帯の構成状況をみると、単身世帯が増加しており、平成27年(2015年)は22.7%となっており、そのうち65歳以上の高齢単身世帯は11.4%となっています。高齢夫婦世帯は12.4%で、高齢単身世帯と合わせると23.8%となっています。

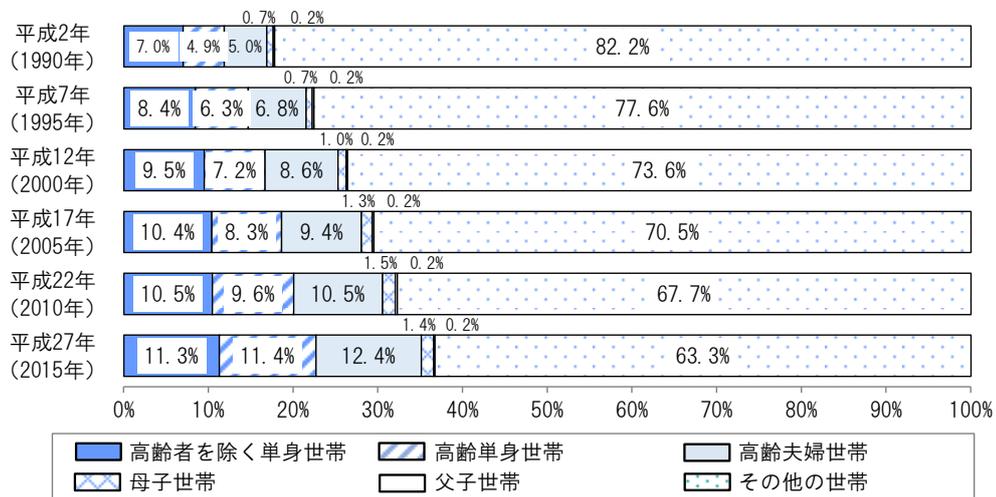
母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.6%となっています。

■人口・世帯数、1世帯あたりの人数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）、平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末日時点）

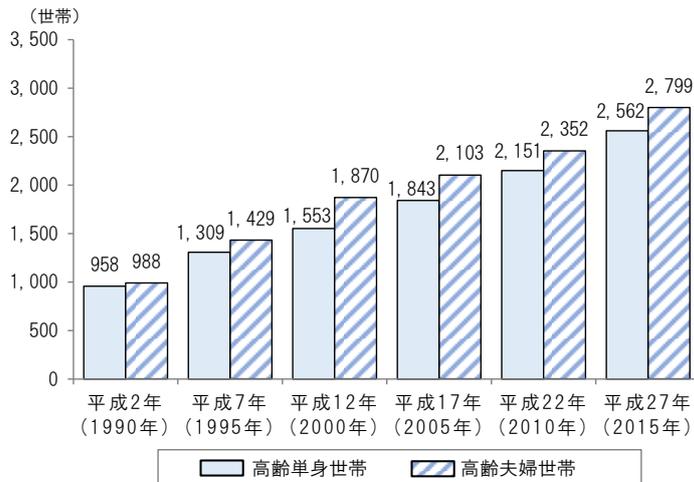
■世帯構成の状況



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢単身世帯・夫婦世帯

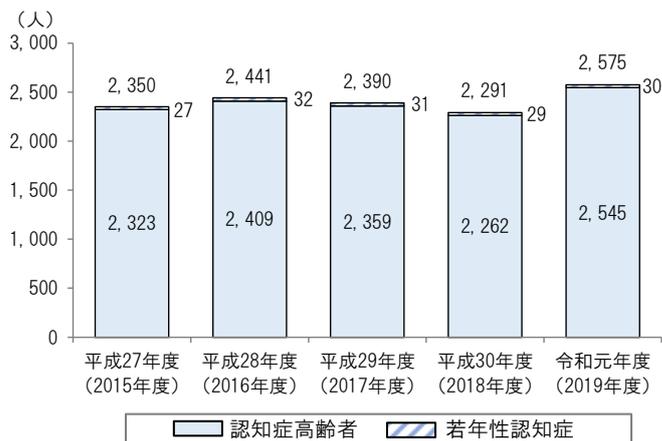


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の高齢単身世帯は2,562世帯、高齢夫婦世帯は2,799世帯となっています。

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯ともに年々増加しています。

② 認知症のある人

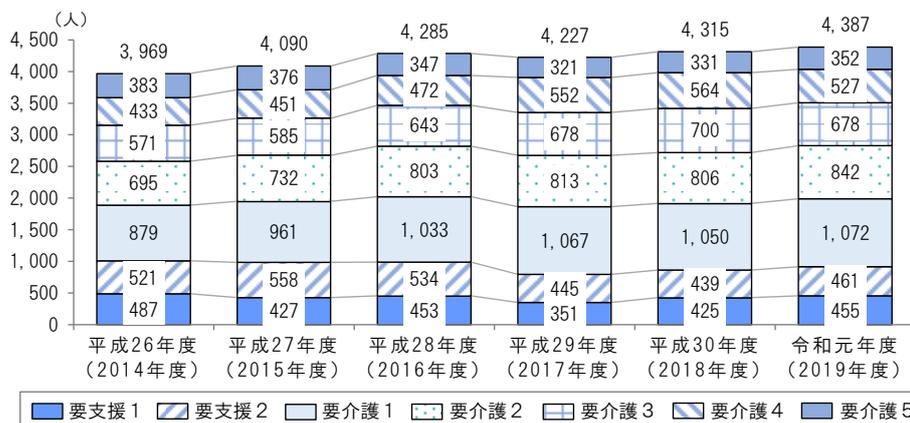


資料：自立支援課（各年度末時点）

認知症のある人の状況は、令和元年度(2019年度)で認知症高齢者が2,545人、若年性認知症は30人、計2,575人となっており、平成29年(2017年)以降、減少傾向でしたが、令和元年度(2019年度)は前年度より284人増加しています。

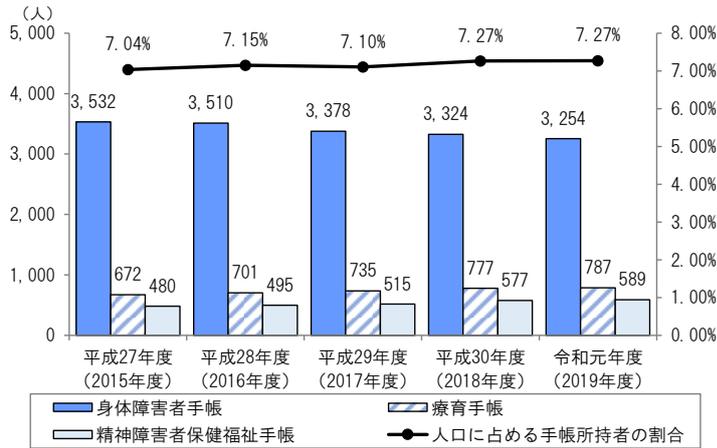
③ 要介護認定者

要介護認定者数は年々増加しており、増加傾向にあります。いずれの年度も要介護1が最も多く、平成26年度(2014年度)の1.22倍となっています。



資料：介護保険課（各年度末時点）

④ 障害者手帳所持者

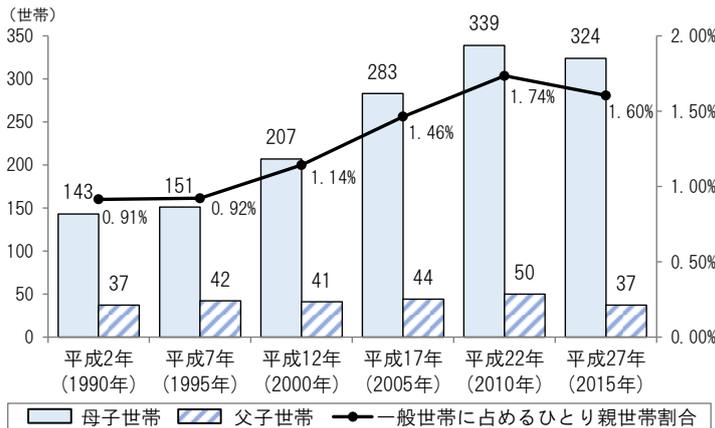


資料：障がい福祉課（各年度末時点）

障害者手帳所持者数は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が増加傾向にあります。

人口に占める手帳所持者の割合は、7%台で推移しています。

⑤ ひとり親世帯

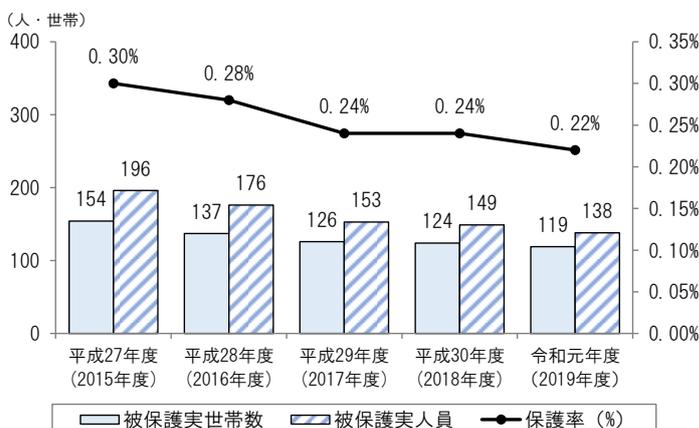


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の母子世帯は324世帯、父子世帯は37世帯となっています。

ひとり親世帯は増加傾向にありましたが、平成27年(2015年)は平成22年(2010年)より減少しています。

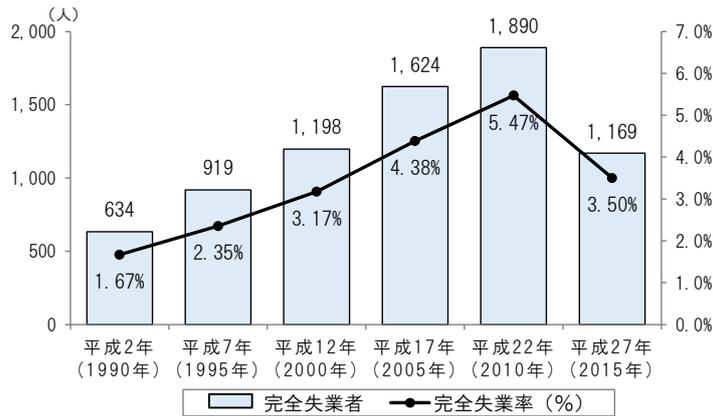
⑥ 生活保護世帯



資料：自立支援課（各年度末時点）

生活保護を受給する世帯や人員は、減少傾向にあり、令和元年度(2019年度)の月平均受給数は119世帯、138人でした。保護率も減少傾向にあります。

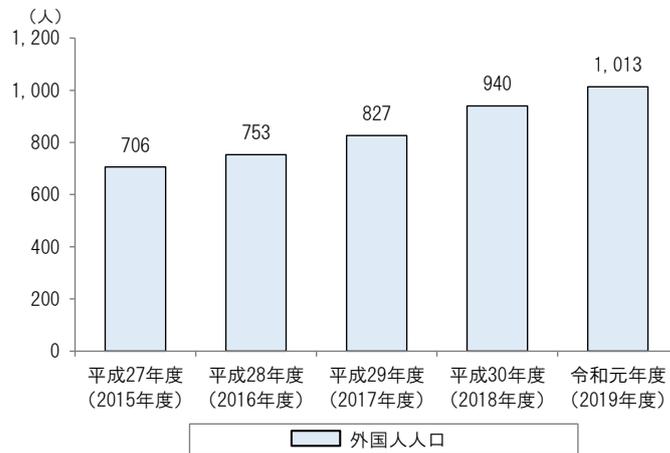
⑦ 完全失業者



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

平成27年(2015年)の完全失業者数は1,169人、完全失業率は3.50%となっています。

⑧ 外国人

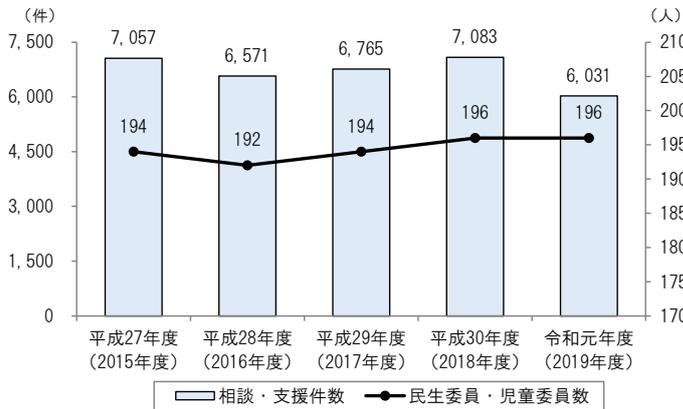


資料：市民課（各年度末時点）

市内在住の外国人は、年々増加しており、令和元年度(2019年度)で1,013人となっています。

(3) 地域活動の状況

① 民生委員・児童委員の活動状況

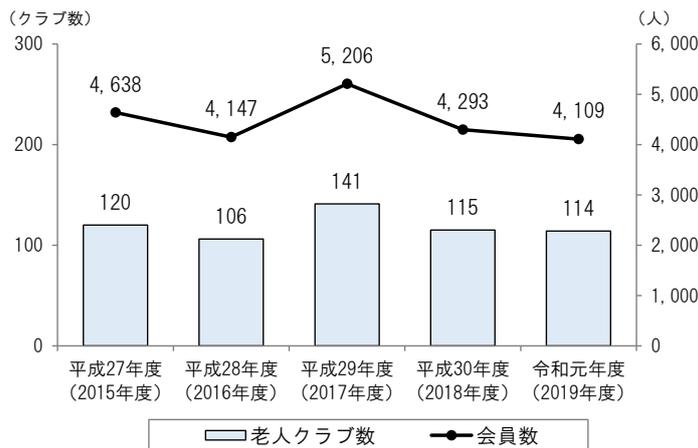


民生委員（児童委員）の活動状況については、相談・支援件数は平成29年度（2017年度）以降上昇傾向にありましたが、令和元年度（2019年度）は6,031件と前年度より1,052件減少しています。民生委員・児童委員数は、令和元年度（2019年度）末現在183人となっています。

資料：

相談・支援件数：社会福祉課（各年度末現在）、民生委員・児童委員数：平成30年度（2018年度）までは兵庫県「社会福祉統計年報」（各年度末現在）、令和元年度（2019年度）は社会福祉課（令和2年（2020年）4月1日現在）

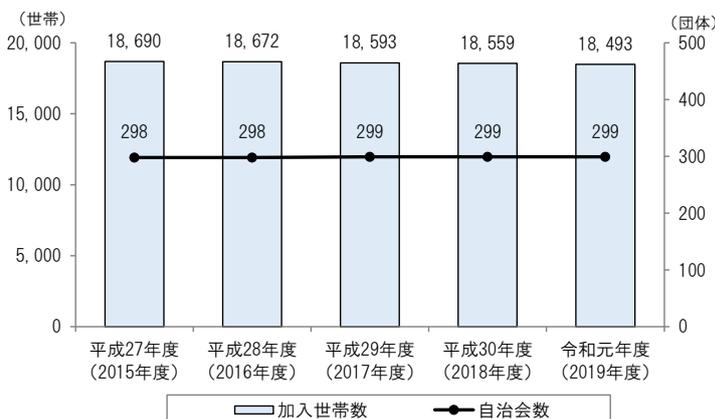
② 老人クラブの状況



本市の老人クラブ数、会員数は、平成29年度（2017年度）に増加しましたが、平成30年度（2018年度）以降再び減少し、令和元年度（2019年度）は老人クラブ数が114クラブ、会員数が4,109人となっています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

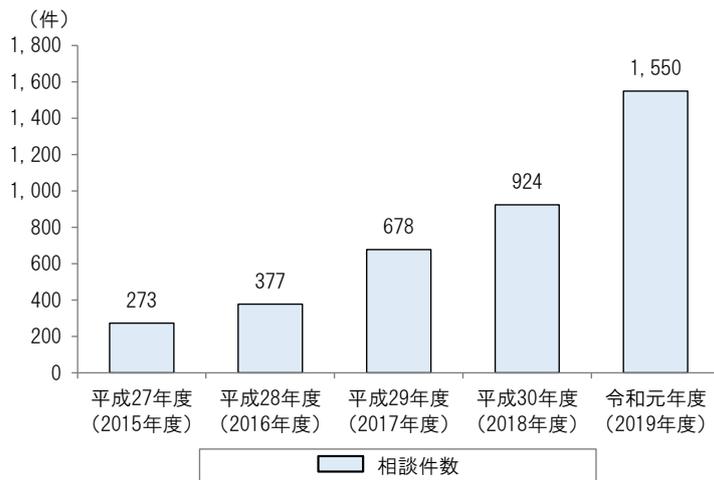
③ 自治会の状況



自治会への加入世帯数は横ばいで推移しており、令和元年度（2019年度）で18,493世帯が加入しています。

資料：市民活動課（各年度末現在）

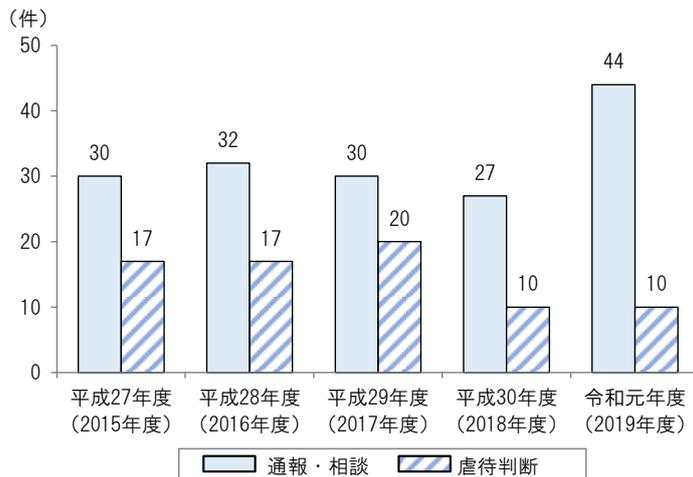
④ 高齢者に関する相談状況



資料：介護保険課（各年度末現在）

地域包括支援センターでの総合相談における高齢者に関する相談件数は年々増加しており、令和元年度（2019年度）は1,550件と前年度から68%増となっています。

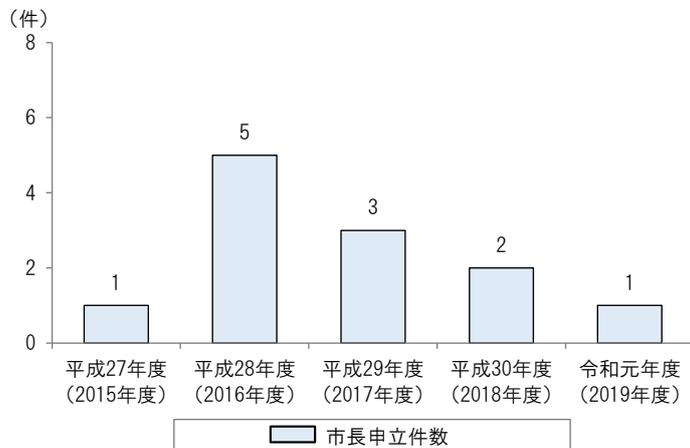
⑤ 高齢者虐待に関する相談状況



資料：介護保険課（各年度末現在）

高齢者虐待に関する相談件数のうち、通報・相談件数は、令和元年度（2019年度）は44件で前年度から63%増となっています。そのうち虐待と判断された件数は10件となっています。

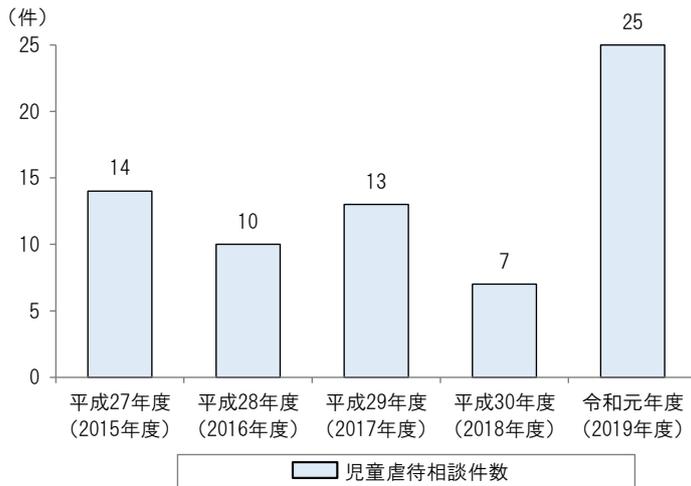
⑥ 成年後見制度の申立件数



資料：介護保険課（各年度末現在）

高齢者の成年後見制度の市長申立件数は、令和元年度（2019年度）で1件となっています。

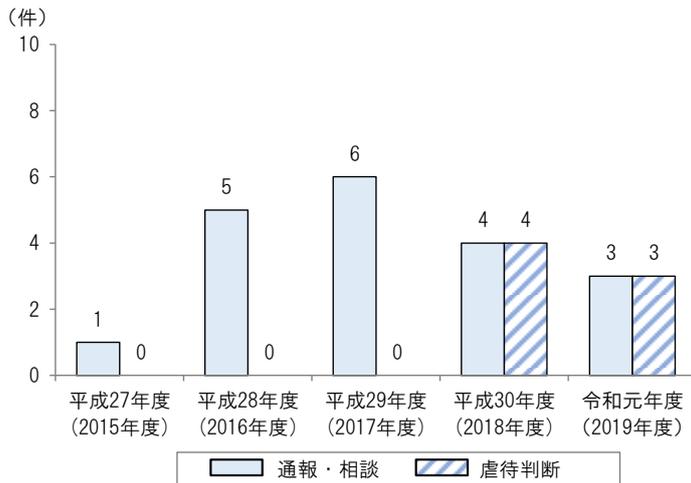
⑦ 児童虐待に関する相談件数



児童虐待に関する相談件数は、令和元年度(2019年度)で25件で、平成30年度(2018年度)より18件増加しています。

資料：自立支援課 (各年度末現在)

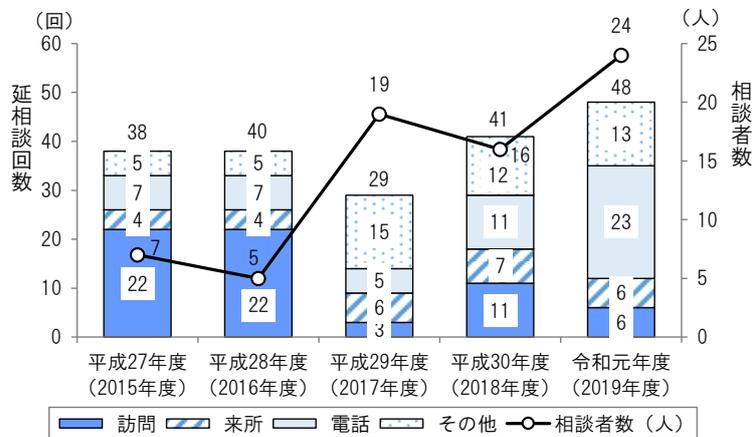
⑧ 障がいのある方に対する虐待に関する相談件数



障がいのある方に対する虐待に関する通報・相談件数は横ばいで推移しており、通報・相談件数は令和元年度(2019年度)で3件で、そのうち虐待と判断された件数も3件となっています。

資料：障がい福祉課 (各年度末現在)

⑨ DVに関する相談者数



DVに関する相談者数は平成30年度(2018年度)は前年度より減少し16人となりましたが、令和元年度(2019年度)は24人に増加しています。

延相談回数は令和元年度(2019年度)では合計48回で、前年度より増加しています。

資料：自立支援課 (各年度末現在)

第3章 本市の地域福祉をめぐる課題認識

1 本市における人口減少社会の到来による現役世代の減少への対応

現役世代、いわゆる生産年齢人口が減少し、社会経済を支える層が少なくなっていくことに伴い、高齢者等の福祉サービスを提供する担い手も不足していくことが予想されます。担い手が不足することにより、これまでのようなサービスの提供体制を維持していくことが難しくなっていくことが見込まれ、地域住民どうしの互助による支えあい・助けあいによる支援体制づくりが求められます。例として、これまで、軽度者に対し家事援助などの居宅サービスを提供してきたホームヘルパーは、身体介護などの専門的なヘルパーに特化する一方で、軽度者向けサービスは、くらし応援隊などの地域住民による有償ボランティアを活用することなどが考えられます。本市においては、人口構成の変動が全国平均よりも15年程度進行しており、2040年問題もすぐ目の前の問題として喫緊な対応が必要であり、早急に地域包括ケアシステムの構築し、地域共生社会を実現しなければなりません。

2 多様な社会資源と連携・協働した「丸ごと」支援するための仕組みへの転換

介護や福祉相談に関する内容が複雑化・複合化しており、分野ごとの相談から「丸ごと」相談への移行が必要となっています。

本市では、令和2年(2020年)4月から、健康福祉部に福祉総合相談係を設置し、「福祉まるごと相談」の体制を整備しています。3圏域の地域包括支援センターや社会福祉法人による「よろずおせっかい相談所」、民生委員・児童委員や自治協、自治会、隣近所などの見守り活動などとも連携を取りながら、引きこもり問題、自殺対策なども含め、全世代・全対象として漏れ落ちのない相談体制を構築していくことが重要です。

また、支援方法も高齢者や障がいのある方、母子児童等を垣根なく総合的に提供できる仕組みをつくり、従来の縦割りによる支援の弊害をなくすことをめざし、年齢やライフステージで分割されることがない、多職種、多機関の協働による伴走型の支援体制へ転換していくことが必要です。

3 「我が事」による支えあいの仕組みづくり

自治協の意識調査では「地域住民の関係性が希薄化している」との意見がありますが、市民を対象に実施した地域福祉アンケート調査では、地域活動の参加率は約80%で多くの方が参加しています((3)地域活動の参加状況 問21から)。

一方、同じく地域福祉アンケート調査の結果では、地域活動の輪を広げるために必要なこととして、住民の意識向上が最も多く挙げられています。地域住民の中で

は地域活動が必要と思い活動に参加しているものの、住民に対する地域活動の重要性の意識づけが十分出来ていないと感じている市民は少なくありません。

このことから、地域活動や地域福祉にかかわる活動が地域住民の「我が事」となるよう、これまで自治会や自治協などの地縁団体が取り組んできた環境美化活動や伝統的なお祭り等のイベントについても、地域住民それぞれが、我が事として自らの地域の問題ととらえ、声かけ運動や顔の見える関係づくりを意識した呼びかけをしていくことで、地域住民の意識向上を図り、支えあいの仕組みづくりにつなげていくことが必要です。

4 自己決定が尊重され、尊厳が守られる地域づくり

地域福祉アンケート調査の結果では、成年後見制度について内容まで知っている割合は、利用しているとの回答を含めると42.3%となっており、逆に「ことばも内容も全く知らない」という回答は23.2%となっており、制度の周知は十分だとは言えない状況です。

また、虐待が疑われる場面に気づいた時に対応することで不安に感じることは、「虐待が余計にひどくなること」(36.6%)や「虐待ではなく、指導やしつけの範囲の可能性があること」(28.3%)、「自分が通報したことがわかり、責められるかもしれないこと」(26.1%)などが上位となっています。高齢者をはじめ、障がいのある方や児童等に対する虐待の防止を図るため、市民に対する虐待防止意識の向上を図る啓発が引き続き重要です。

国では、平成28年(2016年)に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年(2017年)には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。それにより、認知症をはじめ、知的障がいや精神障がい等により判断能力が不十分な人の発見に努め、必要な支援に結び付けることや、福祉サービス事業者や民生委員など日常的に本人を見守るチーム・法律や福祉の専門職団体や関係機関で必要な支援体制を推進する協議会・権利擁護支援を行う中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築し、成年後見制度の利用が必要な人の、自己決定が尊重され、意思決定支援に基づいた自分らしい生活ができるような体制づくりが必要とされました。

このようなことから、本市においても、権利擁護や虐待防止に向けた取組を進め、すべての人が個人としての尊厳が重んじられ、人権が尊重される地域づくりを推進することが必要です。

5 社会福祉法人との連携・協働と福祉人材の確保・育成

社会福祉法人を対象としたアンケート調査の結果では、ほぼすべての社会福祉法人が地域貢献について積極的に取り組み、住民と協働して地域づくりができる関係の構築を望んでおり、地域住民と社会福祉法人をつなぐ取組を行っていく必要があります。

また、社会福祉法人どうしの連携や、複数の法人による地域連携事業の実施についても今後の課題であり、丹波市社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネット丹波」を通じて協議を行い実行に結び付けていくことが重要です。

一方、人材の確保・育成については、福祉・介護業界の情報発信力が弱いため、福祉・介護職のやりがいや魅力の発信が十分ではないと思われます。また、介護に対するこれまでの先入観が福祉・介護業界のイメージダウンを招いていると思われるため、例えばICTの積極的活用等、従事者の負担を減らす工夫を支援するなど、オール丹波市で、「就職先に選んでもらえる職業」をめざした福祉・介護業界のイメージアップを図っていく必要があります。特に、将来の人材となることが期待される若い世代に対し、学齢期から福祉学習を進め、福祉・介護業界をめざす学生を一層支援していく必要があります。

6 地域ぐるみでの安全・安心なまちづくりの推進

全国的な傾向として各地で多発する集中豪雨による水害や地震といった自然災害の発生により、多くの尊い命が失われています。本市でも、平成26年(2014年)8月に市島地域を中心とした記録的な豪雨により、多数の山地崩壊を引き起こし、大量の土砂が流木を巻き込んで流出しました。山裾の住宅などが被害を受けたほか、土砂・流木が河川を埋塞し、集落・農地に浸水が広がるなど連鎖的に被害が発生しました。

防災・減災対策の推進に当たっては、総合的な取組が重要であり、特に自力で避難することが困難と考えられる高齢者や障がい者等避難行動要支援者の避難支援対策は大きな課題となっています。

大きな災害が発生した場合、公的支援には限界があります。避難行動要支援者も含めて、まずは市民一人ひとりが自分や家族の身は自分で守る「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等の組織的な安否確認、避難誘導等の「互助」が確実に行われる取組が重要です。

このような「自助」「互助」が機能するためには、日頃から地域で話しあいの機会を設けるなどの支援体制の構築が重要であり、避難行動要支援者の避難支援にあたっては「地域の人、地域で守る」を基本とし、行政等による支援活動の「公助」を併せて、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが求められます。

第4章 計画の基本的な考え方

1 まちづくりの目標とめざす暮らしの姿

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスや支援が必要となっても、家族をはじめ、友人や知人、近隣との関係を保ち、社会とかかわりをもちながら、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その目的の実現のためには、超高齢社会・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化に伴い増し、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け取り組んでいく必要があります。

今後は、次の理念のもと、様々な施策を展開し、暮らしの姿の実現に向け、高齢者、障がいのある方、子どもを含むすべての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいつくり主体的に参加・参画し、支え、助けあえる地域共生社会を構築していきます。

■まちづくりの目標■

市民相互が支え合う地域共生社会をめざそう

■めざす暮らしの姿■

住み慣れた地域に住み続ける生活スタイル

■基本理念■

①市民一人ひとりが主体のまち たんば

〔健康づくり・介護予防・生きがいつくりなど私たち一人ひとりが
できることを考えます〕

②集い・支えあい暮らし続けられるまち たんば

〔超高齢・少子社会に、地域資源を活かした様々な支援活動を通じ、生
まれてから看取りまで丸ごと支える、福祉コミュニティを創ります〕

③『きずな』孤立を許さない福祉基盤・サービスのあるまち たんば

〔みんながつながるまちをつくります〕

2 重要視点

前述の課題認識を踏まえ、本市での「地域共生社会」の実現を視野に、本計画では、次の重要視点に立ち、今後5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

(1) 地域を基盤とした多職種、多機関協働・連携強化

人口減少社会を迎えた今、社会経済の担い手である生産年齢人口の減少が見込まれ、それに伴う税収減による市の財政規模の縮小だけでなく、介護や福祉サービスを担う人材の確保が困難な状況になるものと予想されています。

そのような中で、複雑化・複合化する地域課題を解決していくため、既存の団体や施設、サービス等を最大限に利活用し、人、団体、モノ、企業、制度等様々なものをつなぎ、協働と連携を強化し、最大限の効果引き出す取組を推進します。

(2) 地域づくり

将来に向けて地域課題を解決していくには、自治協や自治会が福祉コミュニティ機能を備え、地域福祉を意識した地域づくりを進めていくことが求められます。

また、地域福祉とは、地域づくりでいう小規模多機能自治を進めることそのものであり、地域で困っている人、支援が必要な人などを見逃すことがない地域をつくることです。向こう三軒両隣といった近所どうしの関係を基盤に地域における福祉活動がさらに広がり活発になるような支援を行い、地域住民相互の支えあいと関係機関などの連携による福祉コミュニティを推進します。

(3) 人権擁護

支援が必要な状態となっても、それぞれのライフステージにおいてその人らしい暮らしを自分の意思で決定し送ることができるよう、本人の権利や生活を守る取組を推進します。

また、虐待や差別など人権を脅かす事態に適切に対応し、家族や地域住民、関係機関や団体などと連携しながら尊厳が守られる地域づくりを推進します。

(4) 人づくり

介護や保育分野を中心に、福祉サービスの量的拡大が求められています。また、生活困窮者の自立支援をはじめ、成年後見制度の利用促進、刑余者の地域定着支援、さらには住宅確保困難者に対する居住支援等、地域福祉の推進に必要なセーフティネット対策等、幅広い分野での取組が求められ、広範な知識と高い対人援助技術を有する人材の確保が求められています。

本市において福祉・介護職として働き、またできるだけ長く定着することにつながるよう、福祉・介護を身近に感じられる環境づくりとともに、本市独自の支援策を検討し、それに基づく取組を進めます。また、ICT等を活用して福祉・介護業

界のイメージアップを図り、従事者のやりがいや職場の魅力などについて積極的に情報発信を行い、福祉・介護人材の確保・育成に結び付けていきます。

社会福祉法人の地域貢献活動が効果的に取り組まれるよう、地域住民と社会福祉法人をつなぐ取組を行うとともに、社会福祉法人を地域の福祉学習の拠点として位置づけ、地域とのつながりを深めていきます。

また、社会福祉法人が持つ人材や備品などの資源を地域に還元する取組を、行政だけでなく社会福祉法人や住民を交えて考え、できるところから実行していくなど、法人の公益的な取組を支援し推進します。

(5) 公益活動

平成28年(2016年)に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、平成28年(2016年)4月から、税制上の優遇措置を受ける公益性の高い社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組み」の実施が位置付けられています。また、国においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

このような背景を踏まえ、丹波市社協をはじめとする社会福祉法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組み」の実践を通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと連携し積極的に貢献していきます。

(6) 福祉基盤づくり

近年、地域で生活していく中で生じる様々な課題は多様化・複雑化しています。そのため、誰も地域で孤立することがないように、様々な困りごとや悩みごとなどに関する相談窓口を一元化するとともに、必要な情報を気軽に入手できる体制づくりを推進します。

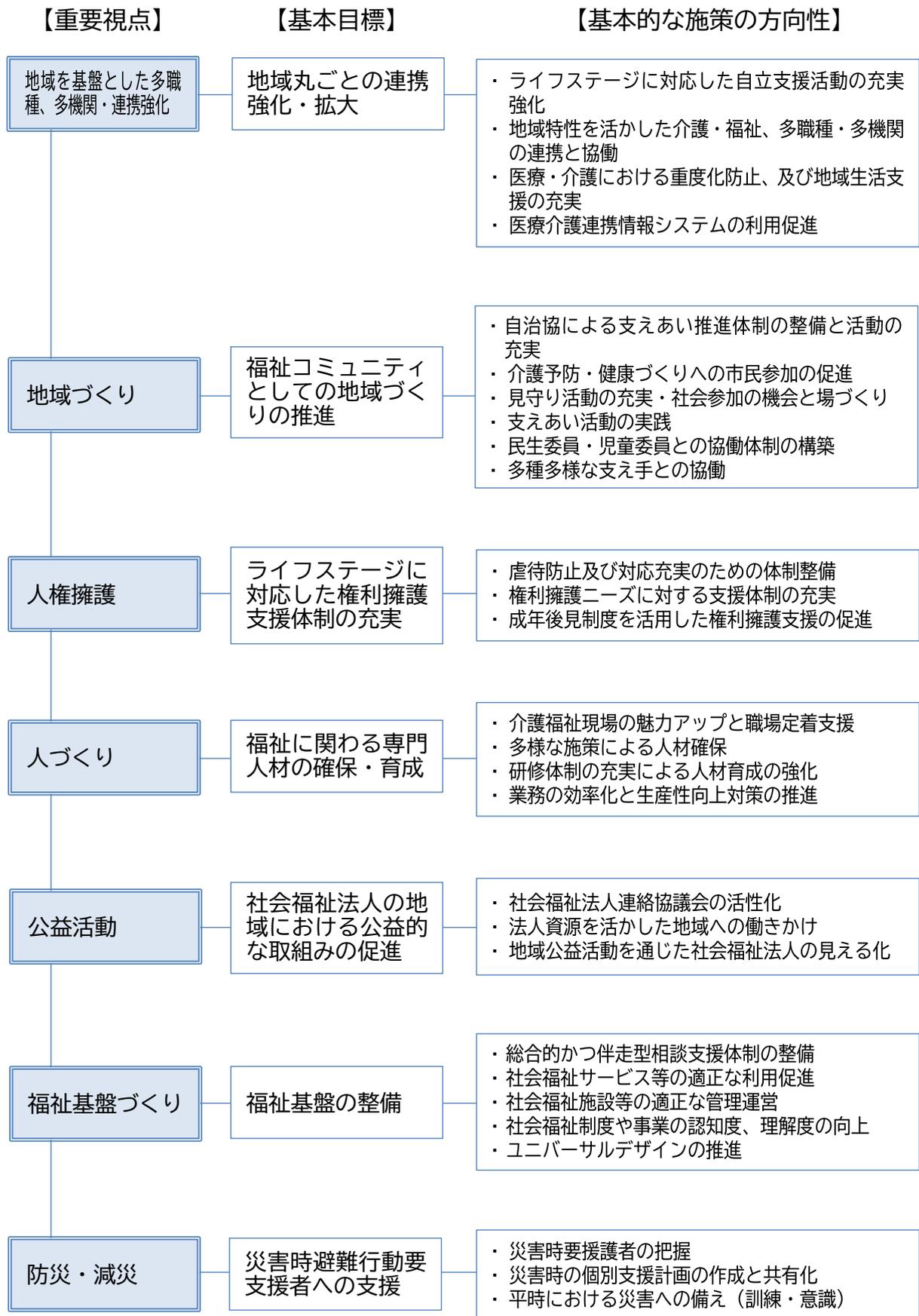
また、地域福祉推進のための啓発活動や地域福祉活動の拠点施設の整備・充実など、持続可能な地域福祉の仕組みづくりを進めます。

(7) 防災・減災

台風や大雨などの予測可能な災害は隣近所による声かけによる早めの避難、そして大地震などの突発的な災害は地域での助けあいが被害を最小限度に抑えるために重要です。

風水害や地震など災害発生の際にさらされたとき、高齢者や障がいがある方などで、自力で避難することが困難な在宅の方(災害時要援護者)の安全を守るため、市と地域が一体となって、これらの人々を支援する互助の仕組みづくりを推進します。

3 地域福祉計画の施策体系



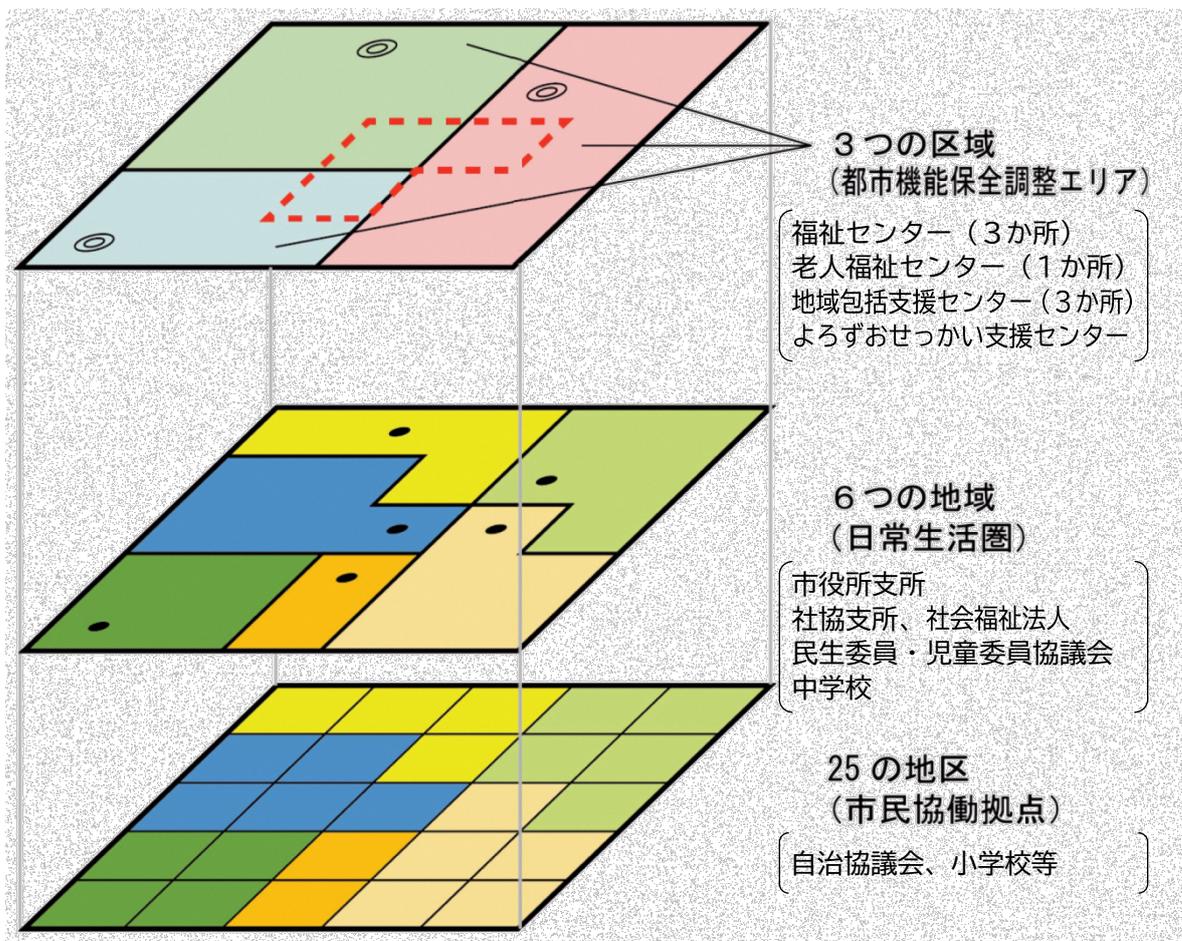
4 地域福祉に関する「圏域」の捉え方

地域福祉を推進していく対象エリアは、市内全域ですが、地域内における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲内の「圏域」が必要となります。

本市では、令和元年(2019年)11月に策定した「丹波市まちづくりビジョン」において行政機能を都市機能及び生活機能により5つの階層としてイメージし、効率的・合理的で持続可能な行政機能の実現をめざすこととしています。

そこで、まちづくりビジョンとの整合を図る観点から、副次都市機能を担う「3つの区域(都市機能保全調整エリア)」と、生活サービス機能を担う「6つの圏域(日常生活圏域)」、そして地域コミュニティ機能を担う「25の地区(市民協働拠点)」の3つの階層を、本計画における地域福祉を推進するための重層的な圏域として定め、市民(地域)の自助・互助レベルで対応できないことは行政による共助の取り組みで補完していく体制を構築し、本計画に定める施策を推進していきます。

■圏域の捉え方のイメージ



第5章 丹波市地域福祉計画の施策の展開

重要視点1 地域を基盤とした多職種、多機関・連携強化

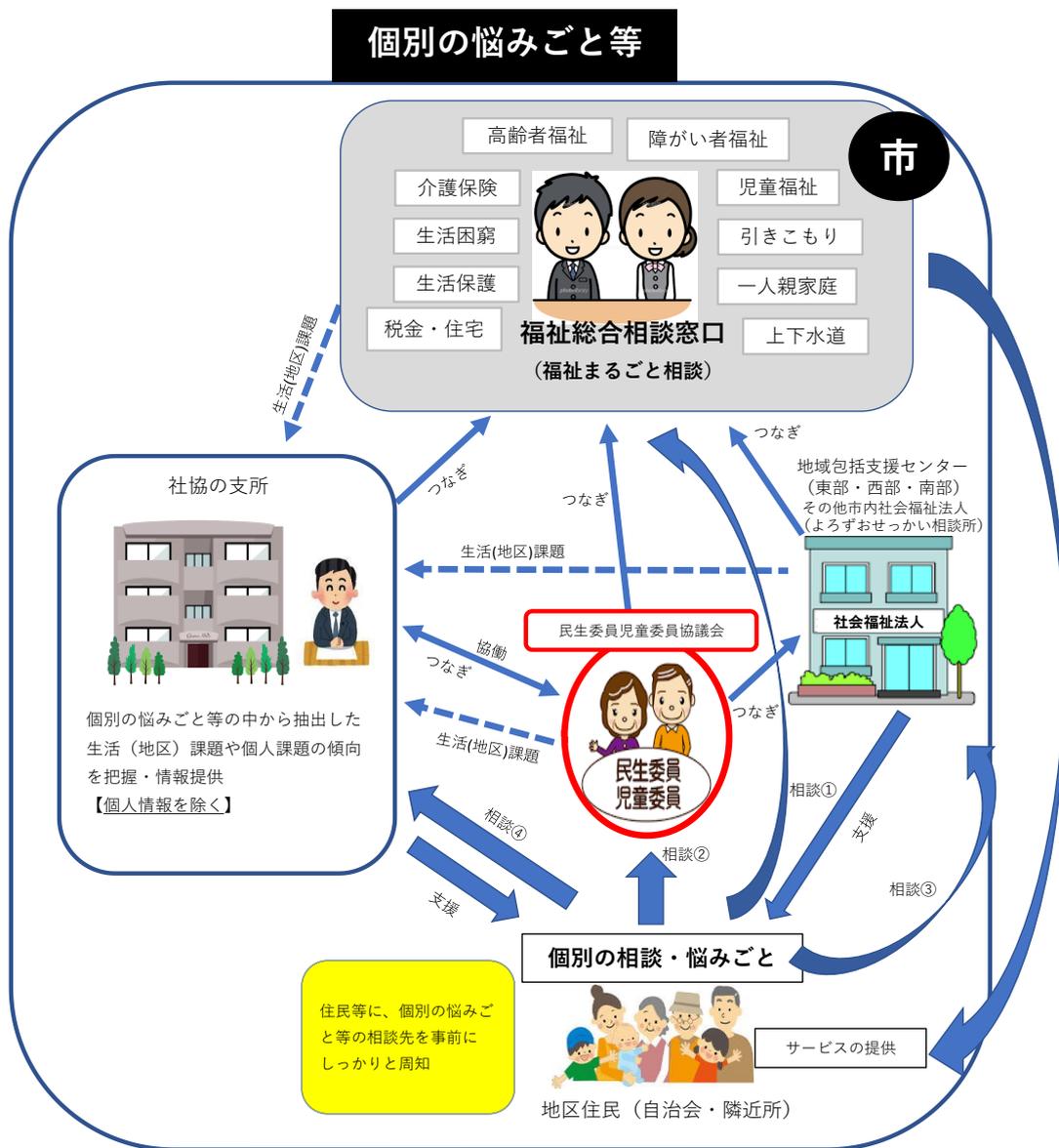
基本目標

- 地域丸ごとの連携強化・拡大

【施策の考え方】

- ・ 住み慣れた地域に住み続けるために、今ある地域資源※を最大限利活用し、各資源が連携し協働しながら地域力を強化します。
※地域資源：ご近所、自治会、社会福祉法人、医療法人、健康福祉事務所等
公的機関、NPO、企業、商店、民生委員・児童委員、ボランティア、学校、PTA、老人クラブ、子ども会、社協、地域包括支援センター等。
- ・ 本市では、個別支援の中核を担う機能として、令和2年(2020年)4月から「福祉まるごと相談」を設置しました。相談者本人の状態や世帯の状況に関わらず受けとめ、生活のしづらさ等をまるごと相談できる、断らない相談体制を進めるため、今後は庁内連携及び庁外機関とのネットワークを構築し、伴走型支援体制を整え、自殺防止やひきこもり問題等様々に複雑化・複合化する相談に対応していきます。
- ・ 保健介護の分野でも医療介護情報連携事業(ICT)の推進により、予防接種ネットワーク「ちーたんネット」の運用を開始しています。「ちーたんネット」で蓄積された個人の情報を関係者間で共有し、医療・介護の垣根を取り払いスムーズな情報取得や情報交換が出来つつあります。医療・介護・看取りにおける患者の生きづらさの解消に向けて、今後は医療・介護連携の展開が求められる中、本市では病院や介護施設で人生の最後を迎える方が多く、「QOD(Quality of Death: 死の迎え方の質)」を意識した医療介護の連携を検討していく必要があります。また、「ちーたんネット」により、ネットワークに保存された情報を活用し、災害時や緊急時、個人の健康状態を関係者間で共有します。
- ・ 地域課題を把握し解決を試みる場として、地域にささえあい推進会議の設置を進めていきます。地域にある様々な団体などが参画することにより、情報交換し、地域課題を把握し解決に向けて、行政や各機関へつないでいきます。

■個別の悩みごと等の相談支援の仕組み図



【基本的な施策の方向性】

(1) ライフステージに対応した自立支援活動の充実強化【重点施策】

「福祉まるごと相談」を中心に

- ①市役所内庁内ネットワークの構築
- ②社会福祉法人による「よろずおせっかい相談所」設置のPRや自治協等の「よろずおせっかい相談所サテライト」設置の増設
- ③伴走型支援の仕組み調整
- ④必要な公的サービスの提供
- ⑤就労支援、生活困窮支援、生活保護等

⑥各機関のネットワークの構築

機関…丹波市社協、社会福祉法人、医療法人、医師会、企業、福祉事業所等

⑦支えあい推進会議へのフィードバック等を実施し活動を充実を推進していきます。

(2) 地域特性を活かした介護・福祉、多職種・多機関の連携と協働【重点施策】

- ①オレンジ会議…認知症への理解を深め、いつまでも住み続けることが出来る地域をめざします。
- ②ケアマネジャー連絡会…研修や情報交換などにより、ケアマネジメント力の向上をめざし、より良い地域生活、在宅生活のあり方を検討します。
- ③地域ケア会議…圏域ごとに多職種が集い、各ケースの支援方針を決定します。

(3) 医療・介護における重度化防止、及び地域生活支援の充実

- ①医療介護情報連携事業(I C T)の活用
- ②介護予防事業へのリハビリ職・保健師等の参画

(4) 医療介護連携情報システムの利用促進

重要視点2 地域づくり

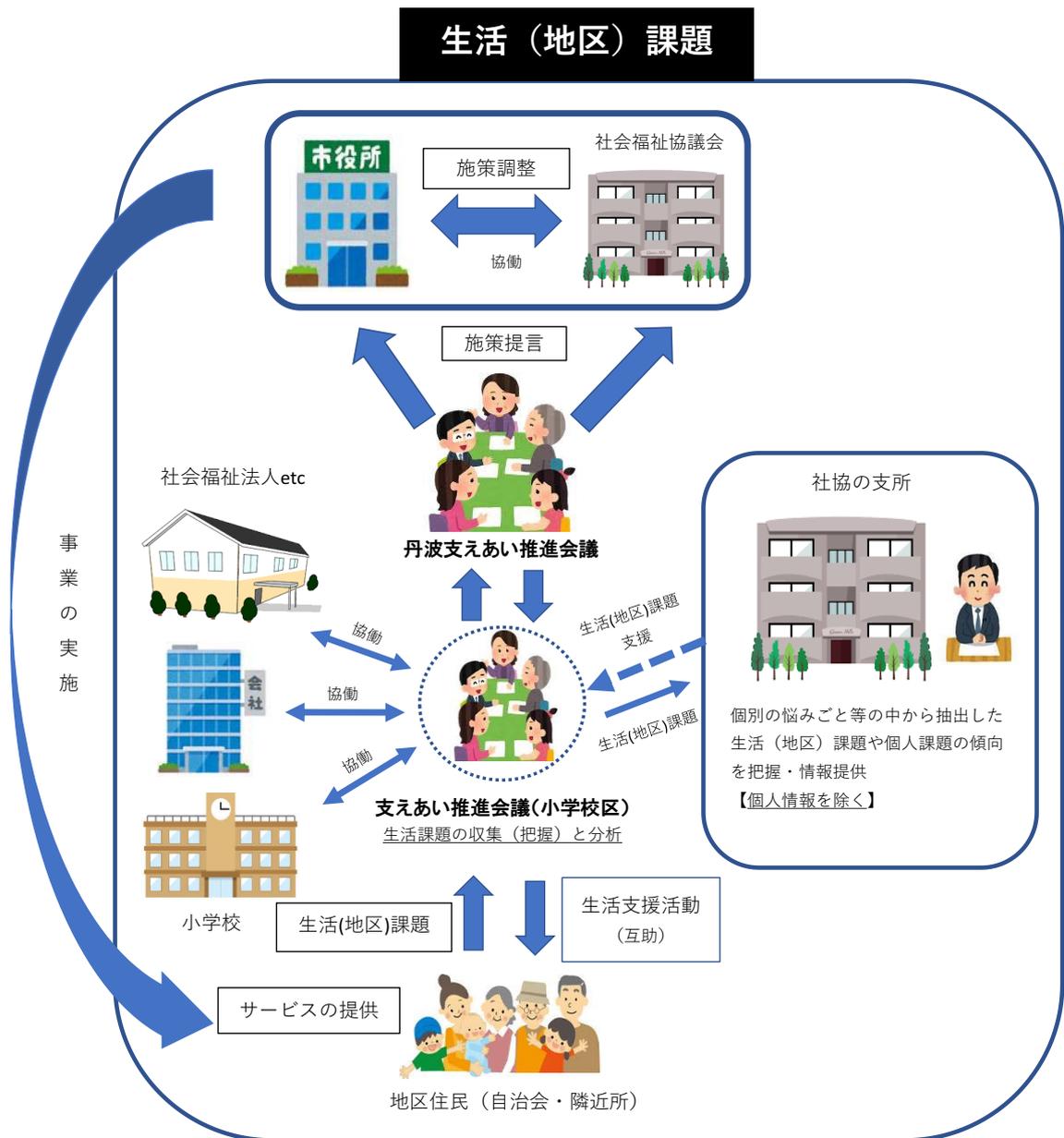
基本目標

○福祉コミュニティとしての地域づくりの推進

【施策の考え方】

- ・地域において助けあい支えあう福祉コミュニティづくりをめざし、地域で困っている課題やこれまで取り組んできた伝統的な行事等を地域全体(取組みを行う地域住民や関係機関によるネットワーク)に共生文化の広がる地域づくりを展開していきます。
- ・地域で困っている人と支援(ちょっとした手助け、見守り等)できる人との調整が出来る仕組みづくりをめざします。
- ・地域住民が地域活動に参加して住民同士や在勤者達がつながる状態(顔が見える、この地域としての住民意識を作る、地域のつながりの中にいる人を増やす)にするため、他人事を「我が事」に変えていけるような参加の場や働く場、集う場を充実し「助けて」と言える地域社会をめざします。
- ・福祉まるごと相談、地域包括支援センター、社会福祉協議会(各支所)、自治協、自治会、民生委員・児童委員等が地域ケア会議、丹波支えあい推進会議(第1層)、支えあい推進会議(第2層)などにつながりながら、認知症総合支援事業やいきいき百歳体操など、今ある施策・機関等とも連携・協働し、孤立を許さない地域社会をめざします。
- ・支えあい推進会議の母体は自治協等が中心ですが、高齢化の進展や人口減少により、「担い手不足」「参加者が減り関わる人も減っている」状態となっています。地域支えあい推進委員が中心となって地域のコーディネートから関わり、社会福祉協議会や市の地域づくり部局などと協働し、地域活動を支えています。
- ・自治協や自治会は地域の事業実施の際に、学校や社会福祉法人などの地域資源とのネットワークを利用し、それぞれの分野の事業を取り入れながら、相乗効果を生みつつ連携の拡大を図ります。その中では、世代間交流のほか、異文化共生ネットワークづくりについても地域実情に合わせて推進します。

■生活（地区）課題の相談支援の仕組み図



【基本的な施策の方向性】

(1) 自治協による支えあい推進体制の整備と活動の充実【重点施策】

○支えあい推進体制における各機関の役割

市域…市役所(福祉まると相談、福祉部局、地域づくり担当課等)、丹波支えあい推進会議、社会福祉協議会、市民児連

- ①市役所や丹波市社協は地域課題を丹波支えあい会議から地域課題を徴収し、事業を検討し、サービスとして提供できるものは実施していきます。
- ②丹波支えあい推進会議は地区（地域）の支えあい推進会議から情報提供のあった地域課題を精査し、解決に向けて協議し、市や丹波市社協へ施策提

言をします。

- ③市役所、丹波支えあい推進会議、丹波市社協、市民児連は地域課題に対し情報交換し、解決に向けて協働します。

圏域…地域包括支援センター、よろずおせっかい支縁センター

- ①地区及び地域での生活課題の把握
- ②地区及び地域での地域福祉活動への支援やフォロー

地域…市役所各支所、社会福祉協議会各支所、地域支えあい推進員、社会福祉法人（よろずおせっかい相談所）、民児協、主任児童委員、中学校

- ①地区への福祉支援、地区の補完機能
- ②必要な助言とつなぎ
- ③広域課題の整理、把握及び解決に向けた検討
- ④支えあいの仕組み等を議論する協議体(地区補完型)

地区…自治協、地域包括支援センター、地域支えあい推進員、民生委員・児童委員、社会福祉法人（よろずおせっかい相談所）、小学校、ボランティア、福祉関係事業所、企業等

- ①支えあいの仕組み等を議論する協議体
- ②地区の生活課題を把握（アンケート、サロン、子ども食堂、Café、よろずおせっかい相談所サテライト「つなぎ」等）
- ③生活課題を集約する窓口
- ④様々な情報（社会資源等）の収集
- ⑤専門機関へのつなぎ
- ⑥支えあい活動の充実、創出

自治会…自治会、民生委員・児童委員、地域支えあい推進員、福祉委員、いきいきふれあいサロン、いきいき百歳体操実施団体、連合区、財産区、老人クラブ等

- ①友愛訪問、お悩み相談
- ②関係機関等へのつなぎ
- ③地区課題の情報提供（個人情報を除く地区の傾向）
- ④自治会活動
- ⑤身近な相談機能
- ⑥公民館事業
- ⑦いきいき百歳体操
- ⑧民生委員へのつなぎ
- ⑨支えあい見守り活動

家族、隣保、組、隣近所

- ①家族の支援
- ②親しい仲間づくり
- ③ちょっとした助けあい
- ④日常のあいさつ
- ⑤ちょっとした変化への気づき（自治会や民生委員等へのつなぎ）

個人…市民(住民)

- ①健康維持
- ②自主的な介護予防
- ③サービスの購入
- ④地域福祉活動への参加

(2) 介護予防・健康づくりへの市民参加の促進

- ①いきいき百歳体操サポーターの養成
- ②健康講座への積極的な参加

(3) 見守り活動の充実・社会参加の機会と場づくり【重点施策】

- ①自治協や自治会行事への参加の呼びかけ
- ②隣近所の見守り活動

(4) 支えあい活動の実践

- ①くらしの応援隊への参加や利用促進
- ②認知症見守りQRコード、緊急通報システム
- ③チームオレンジの活動支援

(5) 民生委員・児童委員との協働体制の構築

- ①支えあい推進会議への参加
- ②自治協との懇談会

(6) 多種多様な支え手との協働

- ①社会福祉法人や民間事業所の地域参画(ほっとかへんネット)の拡大
- ②コンビニや各種NPO等の支えあい活動参加
- ③地区住民の福祉教育の受講
- ④世代間交流や異文化共生ネットワークづくり

重要視点3 人権擁護

基本目標

○ライフステージに対応した権利擁護支援体制の充実

【施策の考え方】

認知症や障がいなどにより、自分の思いや考えを他者に上手く伝えることができずに、生きづらさや日常生活のしづらさを抱えている人を積極的に支援するために制度や体制を強化します。

【基本的な施策の方向性】

（1）虐待防止及び対応充実のための体制整備

高齢者、障がいのある方、児童、夫婦間などあらゆる対象に向けられる権利侵害に対し、身近な地域の中で早期に発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し重層的な相談対応をめざします。

- ①丹波市配偶者暴力相談支援センターの周知
- ②地域と連携した地域包括支援センターの運営
- ③丹波市障がい者虐待防止センターの周知
- ④丹波市要保護児童対策地域協議会の支援強化
- ⑤地域とともに虐待防止を図る
- ⑥隣保館専門員による福祉的援助・指導

（2）権利擁護ニーズに対する支援体制の充実

個別の権利擁護のニーズや相談に対して継続的に支援できるように権利擁護支援センターを設置します。権利擁護支援センターでは、すべての人が自分の意思で社会に参画できるようにするノーマライゼーションの理念に基づき、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制をめざします。

- ①権利擁護支援センターの設置
- ②権利擁護における支援者のネットワーク構築
- ③権利擁護に関する周知啓発
- ④障がいのある方への差別解消と理解促進
- ⑤認知症高齢者が自分らしく地域で過ごせる取組み

(3) 成年後見制度を活用した権利擁護支援の促進

権利擁護の支援における手段のひとつである成年後見制度が身近なものとなり、利用しやすい仕組みを整えます。

- ①成年後見制度利用促進基本計画の推進
- ②成年後見制度の利用促進

重要視点4 人づくり

基本目標

- 福祉に関わる専門人材の確保・育成

【施策の考え方】

福祉・介護の職場に従事する人材を確保するため、「福祉・介護業界のやりがい・魅力の情報発信」「学齢期からの福祉学習の充実」「福祉学習の場としての社会福祉法人の位置づけ」を充実し、市をあげて福祉・介護業界のイメージアップと職場定着を支援していきます。

【基本的な施策の方向性】

（1）介護福祉現場の魅力アップと職場定着支援

- ①介護現場の魅力発信を主眼に置いた広報活動の強化
- ②丹波市独自の処遇改善策の実施

（2）多様な施策による人材確保

- ①社会福祉法人と連携した福祉学習プログラムの推進
- ②各種補助制度のより一層の充実と資格取得がしやすい仕組みの構築
- ③丹波市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット丹波）を中心とした市内事業所全体での人材確保策の検討と実施

（3）研修体制の充実による人材育成の強化

- ①後進育成のためのマネジメント力の強化
- ②リスクマネジメントの強化と人材育成補助の充実

（4）業務の効率化と生産性向上対策の推進

- ①安全性と業務効率とやりがいを追求した業務改善モデル事業の検討
- ②業務の円滑化のためのICT導入補助の検討

重点視点5 公益活動

基本目標

- 社会福祉法人の地域における公益的な取組みの推進

【施策の考え方】

丹波市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット丹波）の活動を活性化させるとともに、社会福祉法人の専門職等の資源を地域につなげ、地域と一体となったネットワークを形成します。

【基本的な施策の方向性】

（1）社会福祉法人連絡協議会の活性化

- ①担当者レベル会議の設置
- ②丹波市社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット丹波）と多職種の専門職員との連携強化

（2）法人資源を活かした地域への働きかけ

- ①地域支えあい推進会議への積極参加
- ②福祉学習の交流拠点としての位置づけ

（3）地域公益活動を通じた社会福祉法人の見える化

- ①社会福祉法人の地域への周知と理解を進める
- ②地域での社会貢献を推進

重要視点6 福祉基盤づくり

基本目標

- 福祉基盤の整備

【施策の考え方】

- ・地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援（断らない相談支援）、地域資源を活かしながら、就労支援や居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）を踏まえた事業を整備・推進します。
- ・地域において課題が潜在化しないよう、行政や市社会福祉協議会、地域組織による地域課題を発見する機能を強化します。また、地域住民自らが課題を発信し、隣近所の困りごとに「気づく」意識を持てるよう働きかけを行います。
- ・地域福祉や福祉サービスに関する広報・啓発や生涯にわたる福祉教育などを推進し、市民の地域福祉の意識の向上を図ります。

【基本的な施策の方向性】

（1）総合的かつ伴走型相談支援体制の整備【重点施策】

当市に令和2年(2020年)4月から「福祉まるごと相談」を開設し、「断らない相談」として窓口の一括化を図り、各機関へつないでいきます。

「よろずおせっかい相談所」を市内の社会福祉法人すべてに設置し、地域住民の生活課題をより近い所で受け止め、各機関へつながる仕組みを推進していきます。

（2）社会福祉サービス等の適正な利用促進

低所得者等に配慮した負担軽減制度の設置や介護給付の適正化及び保険者機能の強化をめざします。

（3）社会福祉施設等の適正な管理運営

福祉センター及び老人福祉センターは市内4カ所で運営していますが、どの施設も老朽化しており、福祉センター機能の統合を含め、地域福祉を推進する拠点として福祉センターの新たな活動拠点の展開を検討していきます。

また、社会福祉法人などの指導監査についても適正に実施し、地域に根付いた活動を推進します。

- ①福祉センター・老人福祉センターの統合
- ②これからの地域福祉活動拠点の検討
- ③社会福祉法人等の適正な指導監督の実施

(4) 社会福祉制度や事業の認知度、理解度の向上

住民アンケートにおいて、福祉への関心がないとの回答は5.3%と低い値となっていますが、福祉への関心があるが46.2%、どちらともいえない41.4%と同じくらいの値となっています。問「地域福祉を充実するために特に優先して取り組むべきこと」に対して「福祉に関する情報の提供」が29.1%を占め、情報発信不足が、地域住民の社会福祉制度や事業に触れる機会を減らしていることが想像されます。民生委員や社会福祉協議会の認知度は30%前後でした。地域福祉を進める身近な存在である民生委員や社会福祉協議会と共に、地域住民の福祉への関心から高めていきます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」との「ユニバーサルデザイン」の考え方を基本に、公共交通を含めた移動支援施策の検討や高齢者、障がいのある方等の多様な住まいを提案します。

重要視点7 防災・減災

基本目標

- 災害時避難行動要支援者への支援

【施策の考え方】

災害時に自力で避難できない方や、避難勧告情報等の災害情報が伝わり難い方などを対象として、予め本人の申請に基づき「要援護者登録者名簿」に登録し、地域の自治会、民生委員・児童委員等及び市の関係機関に名簿を配布し、情報を共有することにより、地域と市が協力し、迅速な対応が行えるように体制整備を行います。

【基本的な施策の方向性】

(1) 災害時要援護者の把握

防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めます。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備し、名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新します。

また、避難支援等に携わる関係者として自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設（避難者受入施設）に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進します。

(2) 災害時の個別支援計画の作成と共有化

避難行動要支援者の一人ひとりについて、本人やその家族を交えて災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画を自治会や自主防災組織などと連携の上作成し、避難支援等に携わる関係者と共有します。

(3) 平時における災害への備え（訓練・意識）

市及び防災関係機関は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知を徹底し防災意識の高揚を図ります。

また、全世帯にハザードマップを配布するとともに、市ホームページに掲載し、

企業等を含めて、危険箇所や避難所等について広く周知するとともに、警報や避難情報等の伝達システムを整備・充実します。さらに災害時要援護者も参加する訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めます。

第6章 丹波市子どもの貧困対策の推進

1 基本的な考え方

(1) 策定の背景と趣旨

平成25年(2013年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「旧大綱」という。)において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組みが進められています。

具体的には、幼児教育・保育の段階的無償化をはじめ、児童扶養手当の多子加算額の倍増、児童扶養手当の全部支給の所得制限引上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちへの学習支援事業の創設等、教育の機会均等や生活の基盤強化に関する支援が行われています。また、「子供の未来応援国民運動」の推進や「地域子供の未来応援交付金」の創設等を通じ、地域における教育や福祉の関係者等の連携及びネットワークの形成を促進する取組みが行われています。

しかし、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年(2015年)の日本の相対的貧困率は15.7%で、18歳未満の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と半数を超えている状況で、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。

貧困の問題は、経済的な要因だけでなく、保護者の病気や家庭の教育力・養育力不足、障がいや配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面している場合が少なくありません。

すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困

が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「丹波市子どもの貧困対策計画」を本計画に包含し策定します。

(2) 位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村子どもの貧困対策計画」に基づく市町村計画（任意計画）として、子どもの貧困対策に関する大綱等の趣旨を踏まえ策定しています。

2 本市における子どもの貧困をめぐる現状と課題

(1) 現状

本市では、「丹波市子どもの生活に関するアンケート調査」を実施し、子どもや家庭の貧困の実態を把握しました。

その結果の概要は次のとおりとなっています。

① 調査の概要

ア) 調査目的

本調査は、「丹波市地域福祉計画」の策定や地域における子育て支援をすすめるための基礎資料とすることを目的とし、市内の小学5年生・中学2年生の児童・生徒とその保護者の方、および小学1年生の保護者の方を対象に実施しました。

イ) 調査設計

調査地域	丹波市内全域
調査対象	①小学生・中学生用調査 市内の小学5年生の児童、市内の中学校2年生の生徒 ②保護者用調査 小学1年生の児童の保護者、小学5年生の児童の保護者、中学2年生の生徒の保護者
調査方法	各学校にて配布、回収
調査期間	令和2年(2020年)〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)

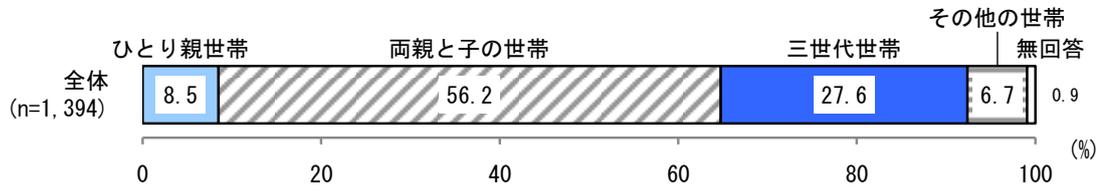
ウ) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
①小学生・中学生用調査	〇〇人	978件	〇〇%
②保護者用調査	〇〇人	1,394件	〇〇%

② 調査の結果〔保護者用調査から抜粋〕

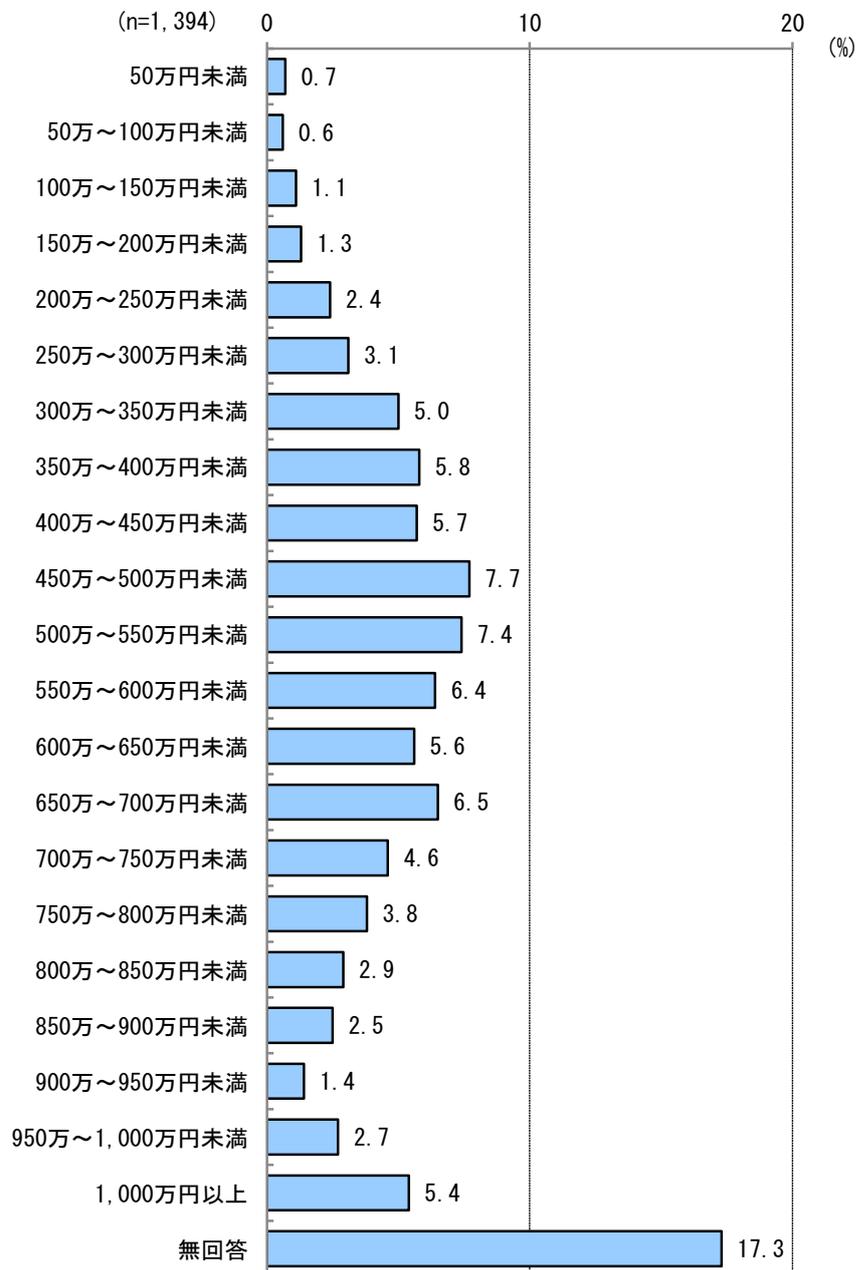
ア) 回答者の家族構成

- ・回答者の家族構成は、「両親と子の世帯」が半数を占めており、「ひとり親世帯」が8.5%となっています。



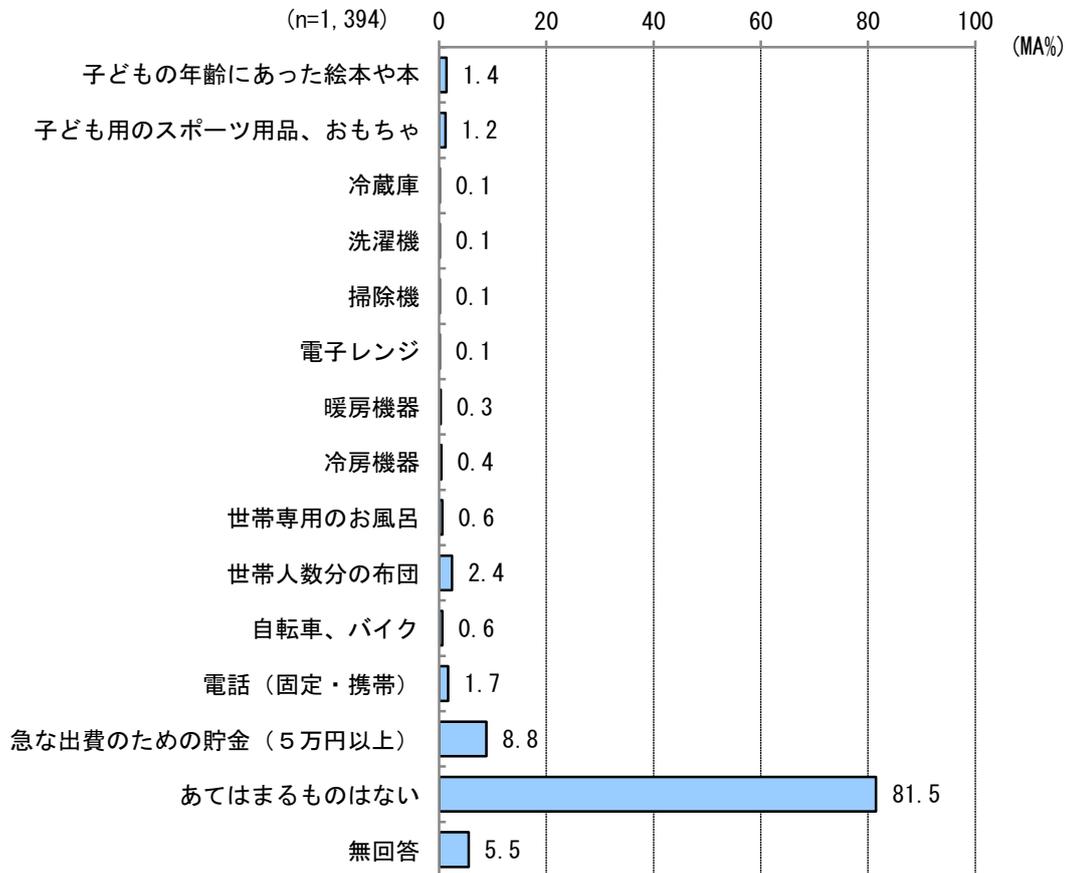
イ) 家族の年間収入

- ・家族全員の年間収入は、「450万～500万円未満」が7.7%で最も多く、次いで「500万～550万円未満」が7.4%であり、200万円未満の世帯が3.7%となっています。



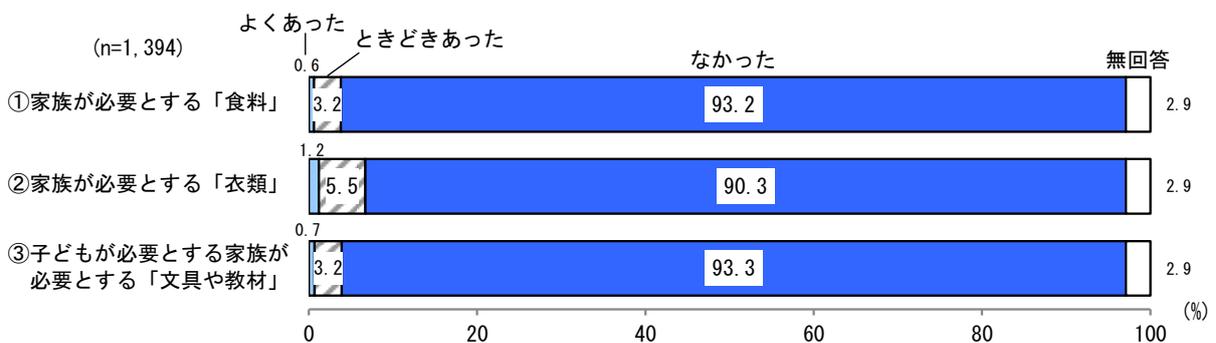
ウ) 経済的理由のため家庭にないもの

・経済的理由のため家庭にないものについては、「急な出費のための貯金（5万円以上）」が8.8%、「世帯人数分の布団」が2.4%、「電話（固定・携帯）」が1.7%などとなっています。

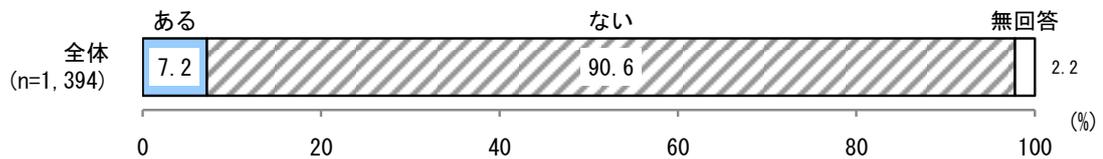


エ) 過去1年間に経済的理由のために買えなかったものの有無

・過去1年間に経済的理由のために買えなかったものの有無については、いずれの項目も「なかった」が9割台となっています。一方、あった（「よくあった」と「ときどきあった」の合計）との回答は、『家族が必要とする「衣類」』が6.7%と最も高くなっています。

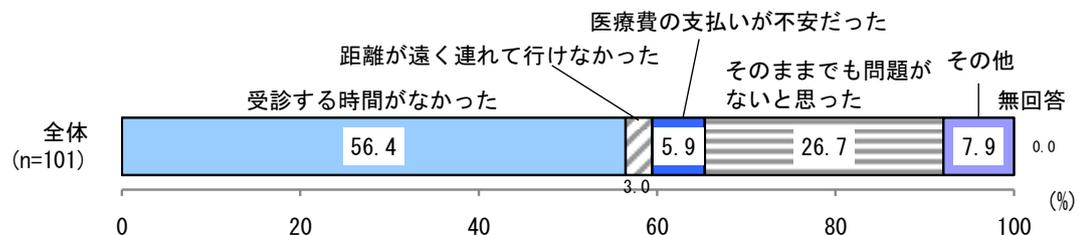


- オ) 過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無
- 過去1年間に子どもが病院を受診すべきだが受診しなかった経験の有無については、「ある」が7.2%、「ない」が90.6%となっています。



カ) 病院や診療所を受診しなかった理由

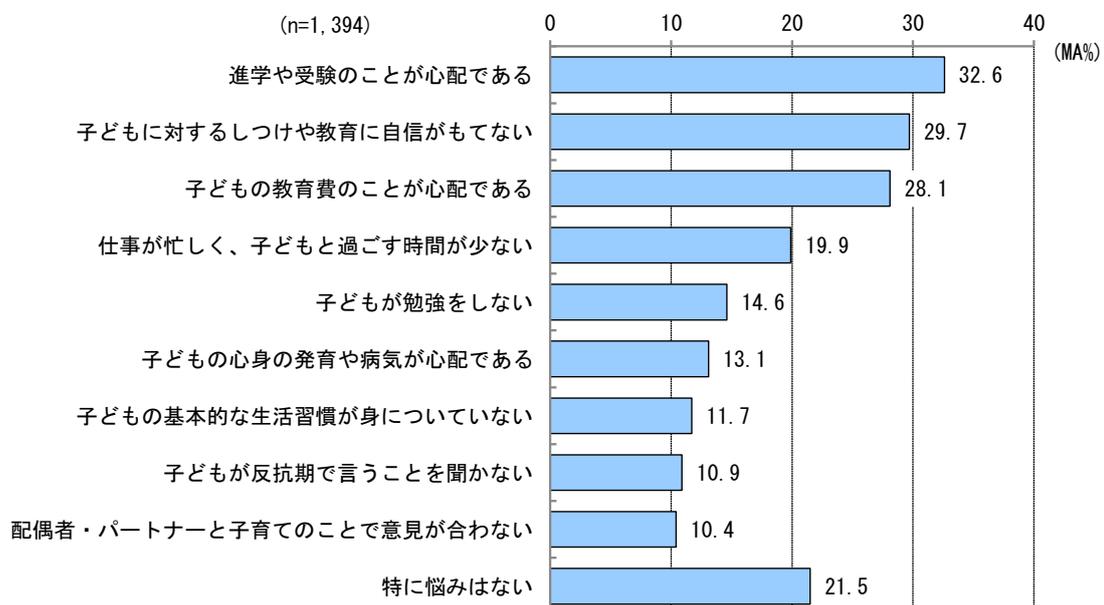
- 病院や診療所を受診すべきだが受診しなかったと回答した方にその理由についてたずねたところ、「受診する時間がなかった」が56.4%で最も多く、次いで「そのままだでも問題がないと思った」が26.7%、「医療費の支払いが不安だった」が5.9%となっています。



キ) 子育ての悩み

- 子育ての悩みについては、「進学や受験のことが心配である」が32.6%で最も多く、次いで「子どもに対するしつけや教育に自信がもてない」が29.7%、「子どもの教育費のことが心配である」が28.1%、「仕事が忙しく、子どもと過ごす時間が少ない」が19.9%となっています。

(※上位10項目)



ク) 等価可処分所得に基づく困窮度

アンケート調査で質問した「家族の年間収入」及び「世帯人数」の回答を用い、回答世帯の困窮度を算出しました。

その結果、本市における困窮度の分類基準となる等価可処分所得の中央値は、次のとおりです。(計算方法は次ページ参照)

本市の所得額の中央値は255万円となります。

■世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

		等価可処分所得最大値	【丹波市】	【兵庫県】
中央値以上	中央値	(端から数えて真ん中に位置する値)	255万円	〇〇万円
困窮度Ⅲ	中央値の60%のライン		153万円	〇〇万円
困窮度Ⅱ	中央値の50%のライン		128万円	〇〇万円
困窮度Ⅰ	等価可処分所得最小値			

上記の分類基準により集計した困窮度別の人数と割合は下表のとおりとなっています。

国の定める基準では、本市の相対的貧困率は(この表では困窮度Ⅰ)は9.0%となっています。また、ひとり親世帯では38.8%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

■等価可処分所得に基づく困窮度の分類

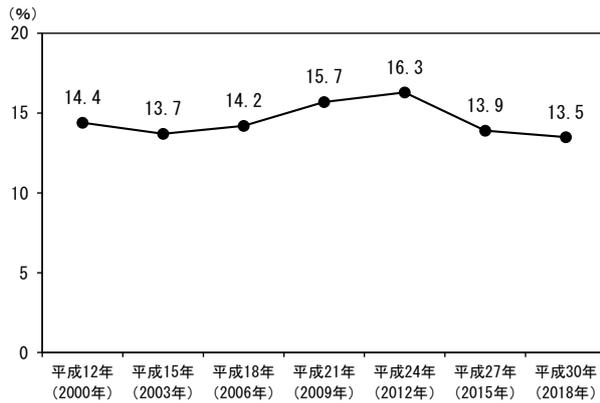
【全体】

困窮度分類	人数	%	兵庫県
中央値以上	591	51.5	〇〇
困窮度Ⅲ	384	33.5	〇〇
困窮度Ⅱ	69	6.0	〇〇
困窮度Ⅰ	103	9.0	〇〇
合計	1,147	100.0	〇〇

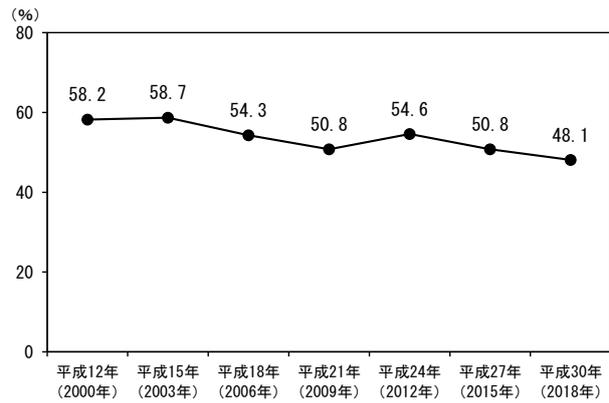
【ひとり親世帯】

困窮度分類	人数	%	兵庫県
中央値以上	22	22.4	〇〇
困窮度Ⅲ	28	28.6	〇〇
困窮度Ⅱ	10	10.2	〇〇
困窮度Ⅰ	38	38.8	〇〇
合計	98	100.0	〇〇

【参考】子どもの貧困率（全国）



【参考】子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率（全国）



資料：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

【参考】相対的貧困率と子どもの貧困率

国が公表している国民生活基礎調査における「相対的貧困率」は、所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合をいい、また、「子どもの貧困率」は、18歳未満の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

今回、本市が実施したアンケート調査において「家族の年間収入」をたずねていますが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできません。大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」の計算方法を参考に、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得*」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

*等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要があります。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要があり、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

(2) 課題

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成30年(2018)年の日本の相対的貧困率は15.4%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.5%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は48.1%(平成30(2018)年)と半数近くを占めている状況です。

一方、本市が調査した結果では、相対的貧困率(困窮度Ⅰ)は、9.0%で、そのうちひとり親世帯は38.8%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

貧困による格差は、教育や進学機会を狭めることにつながります。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

3 今後の取組み

本市の子どもたちが最大限可能性を發揮し、将来の夢につなげていけるよう、経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭に対する支援の方針として、次の5つの柱に沿って取組みを推進します。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限發揮し、それぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びの支援を推進します。

(2) 生活の支援

貧困にあえぐ世帯が日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないよう、関係団体・機関との連携のもと早期に発見に努めるとともに、支援が必要な人に制度を確実につなげることで生活面での支援を推進します。

(3) 保護者に対する就労の支援

すべての子どもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じた就労に関する支援を行い、生活の基盤を安定的に確保します。

(4) 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を下支えすることで適切な養育環境を確保します。

(5) 多分野が連携する包括的な支援

幅広い分野での取組みを総合的に進めていくため、児童福祉、母子保健、教育等の関係機関や地域が連携した包括的・一元的な支援体制を整備するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

第7章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

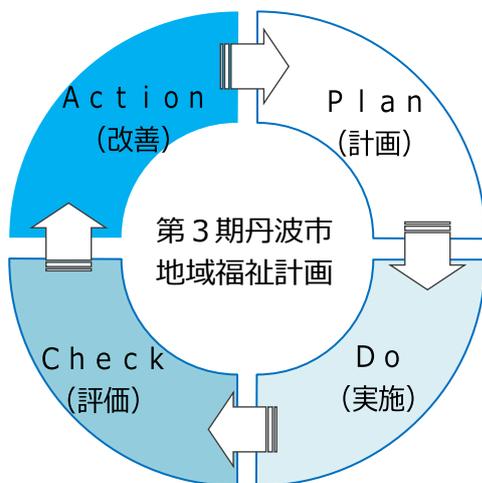
「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。

2 計画の進行管理・評価体制

計画の進行管理については、「丹波市成年後見制度利用促進基本計画」及び「丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画」と一体的に行います。

また、各計画で示す施策は、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）に沿って進行管理を行い、効果的・効率的に取組みを推進します。

その取組みの方法は、毎年度、施策の方向に沿った具体的事業を盛り込んだ実施計画を策定し、個別の事業によって実施します。また、実施した事業の成果や進捗状況は、施策指標の達成状況の評価により把握・分析し、その評価結果を実施計画の策定に生かすことで、取組みの改善や成果の向上を図ります。



Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実施)	策定した計画に沿って各施策・事業を実施します。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのかを評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。

3 重点施策の推進

本計画において、重点施策として取り上げた施策については、指標を設定し、毎年数値管理をします。また、重点施策を進めるにあたって、庁内において部課を超えて、連携が必要なものについてはチームを設置し、推進していきます。「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、進捗状況を報告し、調査審議を行います。

第2部 丹波市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの介助のために介護などのサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることにより判断能力に不安があるため、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力の不十分な方々を、成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為などを行うことで、本人の権利擁護支援を図る制度です。しかし認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が今後見込まれる中、この制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないのが現状です。

このような状況の中、国は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を平成28年（2016年）5月に施行し、平成29年（2017年）3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この計画では、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされています。

成年後見制度をめぐる国の動向を踏まえ、本市においても認知症高齢者や障がいのある方などの権利擁護を支援し、支援が必要な状態になっても住み慣れた地域の中で、その人が望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、成年後見に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「丹波市成年後見制度利用促進計画」（以下「利用促進計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく計画であり、本市における成年後見制度の利用促進について推進を図るための計画です。

また、「丹波市地域福祉計画」と一体的に策定し、「丹波市介護保険事業計画」及び「丹波市障がい者基本計画」と連携を図るものです。

3 計画の期間

本計画は、丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、計画期間は、丹波市地域福祉計画に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年とします。

また、国の動向のほか、今後の社会情勢の変化により、計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

4 計画の策定体制

平成27年度(2015年度)には、高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害への対応など権利擁護に関する相談が増えてきた実態から、本市健康福祉部内で相談支援体制を整えることを目的に中核機関設置に向けた協議を進めることとし、学識経験者や他市の中核機関の専門職をオブザーバーとして迎え、健康福祉部内で協議を行ってきました。

令和元年度(2019年度)に、丹波市地域福祉計画を策定するために丹波市地域福祉計画推進協議会を設置しました。また、各分野に対応した部会のひとつとして「虐待対策・権利擁護支援部会」を設置し、健康福祉部内で協議してきた内容を具体化するように審議を重ねてきました。

第2章 本市における成年後見をめぐる現状と課題

1 現状

本市人口64,380人のうち、高齢者人口は21,574人で高齢化率は33.5%となっており、年々増加しています。また、認知症高齢者数は2,262人で高齢者人口の10.5%となっており、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯数も増加しています。

障がいのある方の状況をみると、療育手帳の所持者数は735名、精神保健福祉手帳の所持者数は577名で、年々増加し、人口に占める割合は7%台となっています。

このような状況の中、成年後見制度の利用者数は161名（令和元年(2019年)7月末現在）、利用率は0.25%で県平均の0.18%に比べ高い水準となっています。また、成年後見制度の市長申立て件数（介護保険課・障がい福祉課）は1件となっています。

□成年後見制度利用支援事業の利用者数

高齢者	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	市長申し立て件数	4件(3件)	2件(2件)
報酬補助件数	3件	7件	6件
障がいのある方	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
	市長申し立て件数	0件	0件
報酬補助件数	3件	6件	5件

※市長申し立て件数における（ ）内の数値は虐待件数

日常生活自立支援事業の利用者数は25名（令和元年(2019年)9月末現在）となっています。

障がいのある方の相談支援窓口として、障がい者基幹相談支援センター1ヶ所に加え、相談支援事業所3ヶ所を設置し、高齢者の相談窓口では基幹地域包括支援センターを中心に委託地域包括支援センターを3ヶ所設置しています（平成30年度(2018年度)末現在）。また、高齢者権利擁護相談日を設け、相談者別延べ件数は35名となっています（令和元年度(2019年度)現在）。相談内容では成年後見制度、金銭・財産管理や債務整理に関係するものが多くなっています。

障がいのある方への虐待については、通報件数に大きな変化はなく、横ばいで推移し、複合的な支援ニーズを有する家庭が少なくなく、生活困窮など新たな支援ニーズが確認される事案が増加しています。また、不当な扱いを受けたり、合理的配慮が提供されていない事案などの障がい者差別やSNSを通じて消費者トラブルに巻き込まれる等の事案が増加している状況です。

高齢者虐待については、通報件数は養護者によるものが40件、要介護施設従事者等によるものが4件となっております。複合的な問題がある場合は県の専門職チーム派遣事業によるスーパーバイズにて法的・福祉的専門性の高い助言を受けていま

す。

2 課題

これまでの権利擁護支援に関する取組みから次の問題点、課題が浮き彫りになっています。

少子高齢化が進行しており、全世帯における高齢単身世帯と高齢夫婦世帯と合わせた割合は23.8%（平成27年度(2015年度)現在）、認知症高齢者数は高齢者人口の10.5%となっています。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。このような背景から高齢者虐待件数の増加、障がいのある方については不当な扱いや障がい者差別の案件が増え、権利擁護支援が必要な方が増加しています。

しかし、第3期丹波市地域福祉計画の策定にあたり実施しましたアンケート調査において、成年後見制度の認知度については、「内容は少し知っている」が25.8%と最も多いが、「ことばも内容も全く知らない」が23.2%、「聞いたことはあるが、内容はあまり知らない」が21.7%と制度が周知されていないことがわかります。

以上のことから、権利擁護支援が必要な方が適切に成年後見制度を利用できるように市民に広く理解していただく必要があります。また、兵庫県の成年後見制度の利用者数は県平均に比べ高い水準となっているため、今後は成年後見制度に関する相談支援、申立てにおける支援、後見受任後の支援ができるように関係機関との継続的な支援体制とネットワークを構築する必要があります。

第3章 今後の取組み

1 取組みの方向性

権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用することができるよう、市民の制度に対する正しい理解を促進し、早期の段階から備えられることができるようにするための体制整備を進め、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に取り組めます。

このため、多様な職種や関係機関等との連携を発展させた「地域連携ネットワーク」を構築し、権利擁護支援が必要な方の発見や、早期段階からの相談体制を確立し、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の利用をめざした支援体制の構築を進めるとともに、制度の利用促進のための取組みの強化を図ります。

本市の権利擁護支援に関する現状と課題を踏まえ、次の方向性に沿って関連施策を推進します。

(1) 成年後見制度の利用しやすさの向上

① 権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援

福祉・医療等の関係機関や金融機関など、権利擁護に関係する地域の機関の連携を強化し、支援が必要な市民の早期把握及び、そのニーズに応じた支援ができる体制を整備します。

② 後見類型等の選択と他のサービスとの連携

本人に関する情報シートや診断書などの情報を参考に、早期の段階で本人の意思を確認しながら、適切な後見類型を選択し、必要な福祉サービスや医療等の日常生活を支える公的サービス等を個人の状況に応じて提供されることをめざした支援を推進します。

また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、日常生活自立支援事業等の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が必要なケースについては、成年後見制度へ円滑に移行等が行えるよう支援します。

③ 適切な受任者調整（マッチング）等

成年後見制度の利用に際しては、支援が必要な市民の意向の確認とともに、必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、地域連携ネットワークや中核機関が本人に関する情報を家庭裁判所に的確に伝えることができる体制を整備します。

特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる市民については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であることから、家庭裁判所が本人の特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制づくりに取り組めます。

④ 関係機関の連携による市長申立の推進、利用助成の活用

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立については、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。

また、制度利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

① 相談体制の充実

権利擁護に関する相談にあたっては、市及び社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応します。

② 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

利用者の意思を尊重した身上保護・財産管理のため、厚生労働省がまとめた「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」及び「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン」を普及・啓発します。

③ 身上保護の充実

後見人が制度利用者に対し、きめ細かな身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供が行われるよう支援を行います。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

① 利用者その後見人を支えるチーム体制づくり

制度利用者にとって身近な親族をはじめ、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う支援体制を整備します。

② 権利擁護支援センターの設置

権利擁護支援に関する地域連携ネットワークを構築し、関係機関等の協議の場を適切に運営していくため、その中核機関となる「権利擁護支援センター」を設置します。

権利擁護センターには、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての機能を整備します。

(4) 後見人等の担い手の確保

① 市民後見人の育成

成年後見制度の利用促進を踏まえた取組みにより掘り起こされた利用ニーズに対応していくため、後見支援の担い手として市民後見人の育成について検討し、地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて取り組んでいきます。

② 法人後見活動の推進

公共性、継続性が高い法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整もとりやすいことから、市民が安心して制度利用ができるよう活動の推進に向けて支援していきます。

③ 親族後見人への支援

親族後見人に対し、制度や研修に関する情報提供などにより、後見に対する不安や悩み等を軽減し、安心して後見等の実務に取り組むことができるよう支援します。

(5) 成年後見制度の普及・啓発と不正の防止

① 市民へ向けた広報・啓発活動

各団体や機関と連携し、パンフレットや研修会、各種イベントなどを通して、成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて理解を深められるよう広報・啓発活動を推進します。

② 関係者へ向けた広報・啓発活動

地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識を一層深められるよう研修会等を推進します。

③ 地域連携ネットワーク等関係機関の連携による不正防止

地域連携ネットワーク及び権利擁護支援センターにより、不正防止対策や救済に関する広報・啓発のほか、親族を含めた後見人を支援する体制を整備し、適切な制度利用と後見活動との両面から不正を防止する取組みを推進します。

④ 後見人への支援

地域連携ネットワークやチームでの支援体制により、親族後見人が孤立することがないように、利用者や後見人を見守り・相談できる体制を整備します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「丹波市地域福祉計画」と一体的に行い、「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、本計画の推進に関する調査審議を行います。

第3部 丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域福祉政策をめぐる制度改革の流れは急速に進行しており、平成27年度(2015年度)には「生活困窮者自立支援制度」が創設されたことをはじめ、同年度の「介護保険法」の改正では、高齢になっても社会と関わり、住民同士で支えあいながら暮らす地域づくりを推進するため、生活支援体制整備事業が創設されました。

平成28年度(2016年度)には、ニッポン一億総活躍プランで示された「地域共生社会」の理念を実現するために、厚生労働省内に我が事・丸ごと地域共生社会実現本部が設置され、地域の課題解決力の強化や包括的相談支援体制づくりが各地域において進んでいます。また、児童福祉や障がい福祉分野では、児童虐待の防止等をねらいとした児童関連施策の実施や障害者差別解消法などが施行されました。

さらに、これらの地域福祉政策をより実効性のあるものとするため、社会福祉法が改正され、市町地域福祉計画や都道府県地域福祉支援計画の策定が努力義務化されるとともに、市町において、包括的支援体制づくりに努めることが規定されました。

このような地域福祉をめぐる動向の中、丹波市社協は、地域福祉を通じた社会形成のための地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う組織として位置づけられ、地域福祉のコーディネーター役として、公民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められています。

このような丹波市社協の役割を踏まえ、平成27年(2015年)11月には、本市が社会福祉法第107条に基づき作成する行政計画である「地域福祉計画」と、丹波市社協が実践的な活動計画として作成する「地域福祉推進促進計画」を一体化した「丹波市地域福祉活動促進計画」(平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度))を策定しました。

現行の計画である地域福祉活動促進計画は、今年度が計画の最終年度となっており、また地域福祉をめぐる国の動向、並びに多様化・複雑化する住民の生活課題や地域課題の解決を図るため、住民による地域福祉活動・行動のあり方を定め、本市の地域福祉計画と両輪で推進する「丹波市社会福祉協議会地域福祉推進計画」(以下「社協計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

社協計画は、住民が主体となって地域福祉活動を行うための参加計画であり、丹波市社協が、どのような住民活動の支援を行うのかを示す行動指針に位置づけられます。

地域住民の「暮らしにくさ」や生活課題等を幅広く取り上げ、住民が関わりどのように解決していくのか、丹波市社協をはじめ関係機関がどう支援していくのか、その方策をまとめたものです。

3 社協計画の期間

本計画は、丹波市地域福祉計画と連携し推進することから、計画期間は、丹波市地域福祉計画に合わせ、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5か年とします。

また、本市の計画のほか、今後の社会情勢の変化により、計画内容の見直しの必要性が生じた場合には、適宜内容の改定を行います。

4 社協計画の策定体制

令和元年度(2019年度)に、丹波市地域福祉計画を策定するために丹波市地域福祉計画推進協議会が設置されました。丹波市地域福祉計画の策定協議と合わせて社協計画を策定するため、市計画策定委員5名と丹波市社協で選考した委員5名により構成される「地域福祉推進部会」において、丹波市社協内で協議してきた内容を具体化していくように審議を重ねてきました。

第2章 これまでの取組みの成果と今後の課題

1 現行計画（第2次地域福祉活動促進計画）の成果と課題

平成27年(2015年)11月に策定した地域福祉推進計画の基づく丹波市社協の取組みの成果と課題を整理すると次のとおりです。

基本目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】 達成できたところ	【課題】 未達成なところ
基本目標1 認めあう	①相互理解の推進	<p>平成30年度(2018年度)より、支所の体制を3名としたことで、それまでより地域へ出向きやすいメリットが出てきています。このことは各事業の充実に表れています。</p> <p>対応事業としては、完全ではないものの一定の成果が達成できていると考えます。</p>	<p>地域の福祉団体や事業者等と連携して、当事者や専門職とともに住民に対し啓発等を行う体制は現状としてあまりとれていないと感じています。</p> <p>多様性を受け入れる体制づくりのために、多様な団体、事業所等と一緒に取り組んでいく方向性は今後必要となります。</p>
	②福祉教育の推進	<p>本市では各小中学校の授業でカリキュラムとして福祉学習が行われており、当会の助成金や体験用具を有効に活用し外部講師も呼んで実施されています。</p> <p>ファミリーサポートでは交流会・講習会において若い親子の絆を深める取組みを実施しています。</p> <p>これらを通じ、心のバリアフリーの醸成を進めることで一定の成果が達成できたと考えます。</p>	<p>地域においては、サロンなど集いの場が増えてきています。地域によってはサロンのプログラムに福祉学習などを取り入れられているところがありますが、そうでないところも多いです。</p> <p>当会としては地域に出向き、積極的に集いの場に入っていく必要があります。</p>
	③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	<p>推進方策の取組みとして、「移動・交通手段の充実」項目があり、おでかけサポートを対応事業としています。</p> <p>市と連携を取りながら長きにわたり、高齢者、障がいのある方等の外出を支えています。</p>	
	④権利擁護の推進	<p>包括支援センターやケアマネ等により、日常生活自立支援事業の啓発および利用につながる相談が増えてきました。</p>	<p>当会も含め、市内の相談支援機関との横の連携がなく、必要な人に必要な支援ができていない可能性があります。</p>

基本目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】達成できたところ	【課題】未達成なところ
基本目標2 支えあう	①地域福祉のネットワークづくり	<p>地域福祉のネットワークづくりについては、平成28年度(2016年度)に受託した生活支援体制整備事業がその役割を担っています。</p> <p>少しずつではありますが、地域住民の福祉意識を高める取組みを行い、これからの超高齢社会、人口減少社会に対応できる地域づくりを推進しています。</p>	<p>これからの社会についての影響、あるいは役割分担について、自治会レベルでの啓発をもっと進めなければなりません。</p>
	②地域福祉活動の人材の確保、育成の強化	<p>近年の事業計画の重点推進項目に「地域の担い手づくり」を入れ、推進してきました。ボランティア養成講座で重点的に養成を行っています。</p> <p>サマーボランティア体験教室やくらし応援隊養成講座を含め、幅広い世代が参加しやすい環境づくりを整えています。</p>	<p>対象世代別にボランティア養成講座の開催日や時間を変えたり、人が参加しやすい工夫はさらに必要です。さらなる啓発と、活動環境の整備が必要です。</p>
	③各種団体との情報交換や連携の強化	<p>現在、地域支えあい推進員がコーディネーターの役割を担い、協議体の設置を通じて連携の強化を図ることができています。</p>	<p>令和2年度(2020年度)での受託終了後の支所体制整備を継続して進めていく必要があります。</p>
	④利用者本位のサービス提供	<p>サービス利用対象者を見つける地域での相談体制については、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、相談支援事業所、ケアマネ事業所等の充実により以前より内容を共有しやすくなっています。</p>	
	⑤生活困窮者や就職困難者に対する自立支援	<p>小口の生活支援貸付制度や物品援助事業は本市にはなく、当会のみであり、相談運営上解決手段としてよく使われています。</p>	<p>対象となる方に寄り添った支援は長期支援になるうえ、支援員も限られた人数で運営していくことになるため、包括的な相談支援体制を整えるには、市全体での取組みが必要になります。</p>

基本目標	推進方策	推進方策の達成状況	
		【成果】 達成できたところ	【課題】 未達成なところ
基本目標3 つながる	①防災・減災など安心した地域づくりの推進	<p>被災規模に応じ、本市と協議の上災害ボランティアセンターを平成26年(2014年)と平成30年(2018年)の2回開設し、災害ボランティアのお世話になりながら生活の復旧に向けた業務を行いました。</p> <p>災害ボランティアセンターの運営方法や備品の補充、マニュアルの改訂をその都度行い、次の災害に備えました。</p>	<p>地域の要配慮者は最終的には事業所等が面倒を見ることになっても、避難準備段階では地域の力を借りないと状況把握できにくいです。また、避難所での一定の配慮も必要になります。</p> <p>万一来備え、その人にあった計画を基に役割分担をきっちりと行っておく必要があります。</p>
	②地域ぐるみの健康づくりの推進	<p>本市が進めるいきいき百歳体操の開催箇所を増やすため、当会で体操に必要な備品購入費を助成し、その結果開催カ所数が大幅に増加しました。また、地域のサロンにも運営費助成やプログラム支援を行い、集いの場の整備を行いました。</p>	
	③丹波市ボランティア・市民活動センターの充実・強化	<p>当会本所・各支所において既存ボランティアグループへの対応、ニーズマッチング等を日常業務として行っています。</p> <p>平成30年度(2018年度)に運営委員会の刷新を行い、NPOや企業、学校等の意見を幅広く聴いて協議できるよう体制整備を行いました。</p>	
	④市民の活動拠点の整備	<p>第2層協議体の設置により、話しあいの場は自治協の建物で実施されており、市民に身近な活動拠点となっています。</p>	<p>地区へのよろずおせっかい相談所の設置は、市民の声をいち早く受け止められる場となりますが、設置は地域住民が納得したうえでのこととなるため、体制整備事業と合わせて理解を得る必要があります。</p>
	⑤虐待防止への取り組みの推進		<p>当会はこの分野について意識的な取り組みを行っていません。</p> <p>個人宅に出入りするヘルパーやケアマネなど、当会が受け持つ事業所職員は高齢者虐待の早期発見、ファミサポでは虐待に関する研修などを行い、近隣の家庭の見守りができるかと思われませんが、意識して実施はしていません。</p>

2 丹波市社協が抱える問題点と課題

丹波市社協内の各部門が担う事業や業務の現状を振り返り、意見交換を重ねながら、それぞれが抱える課題、今後の取組みの方向性について分析し、次のとおりまとめました。

- ・丹波市社協が中間支援組織として役割を発揮すべきにもかかわらず、地域ニーズ把握・分析が不十分で、何を優先して課題と見なすかが出来ていないとの声がありました。そのような意見を踏まえ、丹波市社協の本来の役割を果たすためには、地域支援の重要な機能のひとつである相談・支援体制を強化する必要があります。そのためには、様々な団体等との連携・協働を通じて相談窓口のすそ野を広げることが重要です。また、併せて各団体との連携・協働（ネットワークづくり）とともに、それぞれの団体の強みを発揮できるように丹波市社協が黒子的役割を果たすことが求められます。
- ・地域支援の視点に加えて、個別支援機能の充実も重要であり、市の地域特性を踏まえ、地域住民のニーズを重視しながら小地域で実践できる体制づくりの検討が必要です。
- ・生活支援体制整備事業は、丹波市社協が本来持つプラットフォーム機能をいかに発揮するための取組みとして重要であり、その体制づくりの中で、丹波市社協・地域包括支援センター・丹波市のまちづくり担当者などの多職種・多機関チームが連携・協働して成果をあげ、地域に入りやすい体制づくりに努めることが必要です。
- ・地域支援体制を推進するためには、地域の担い手やボランティアの確保・育成が重要です。地域ニーズにマッチしたボランティアの育成のほか、就学期から福祉やボランティアに関心を寄せ、将来の福祉の担い手につながるような福祉教育や福祉学習の充実が必要です。
- ・個別支援や地域支援を効果的に行うため、まずは丹波市社協職員の顔を地域住民に覚えてもらうことが重要です。丹波市社協職員自らが積極的に地域に出向き（アウトリーチ）、地域の支えあい活動を行うグループの掘り起こしをはじめ、地域住民とともに支えあいの場づくりを実践する姿勢を示すことが必要です。
- ・地域における地区を単位とした話しあいの場は継続して推進することが必要であることから、生活支援体制整備における地域支えあい推進会議（第2層協議体）の設置・運営支援に向けて引き続き取り組むことが重要です。

第3章 今後の取組み

1 行動目標

誰もが住み慣れた地域で、安心して生活するためには、市や丹波市社会福祉協議会、専門機関、福祉関係の事業所等の提供する福祉サービスだけでなく、住民の参加・参画による地域福祉の推進が重要です。

近年、高齢者や子育て世帯、障がいのある方などの従来の支援を必要とする人に加え、子どもの貧困を含む生活困窮者、権利擁護が必要な人等、新たな課題への取組みも求められています。同一世帯の中で複数の課題が発生する課題の複雑化や、誰にも相談できる人がいないことによる課題の潜在化などが起こっていることも推測されます。

そのような中、福祉課題を抱える人の近くにいる市民や関係機関の「気づくこと」は一層重要になります。住民や関係機関が、福祉に関心を持ち、福祉意識を高めることから地域福祉の推進がはじまります。そして課題解決に向けて住民や関係機関がつながり、福祉課題を受け止めるための仕組みを築くことが必要です。

また、個々の考え方や生活様式が多様化している中、それぞれの価値観が尊重され、その人らしく生きるためには、お互いを「認めあう」気持ちが根底にあることが重要です。その上で、住民一人ひとりが助けあい、支えあいの大切さを理解し、多くの住民が地域福祉の活動に参加、協力する「つながるまち」をめざします。

■ 計画の行動目標 ■

① **気づく** ～お互いの存在を認めあおう～

② **はじめる** ～地域での支えあい・助けあいを進めよう～

③ **つながる** ～頼ったり頼られたりが当たり前の地域にしよう～

2 取組みについての考え方

人々のライフスタイルが多様化している中、地域の中で「気になる（＝支援が必要な）人」がいても、近所づきあいがないために声をかけられなかったり、うまく支援につなげられなかったりすることが問題となっています。また、支援を必要としている側も、どこに発信すればよいのかわからず、一人で抱え込んでしまっている場合もあります。さらには、家族と同居していても孤立している人もいます。

このように、人々が抱える地域福祉に関する問題が多様化、複雑化、潜在化しており、行政や専門機関による支援のほかに、地域における問題解決力（地域福祉力）の向上が求められています。

そこで、地域福祉に関する問題の解決に向け、行動目標である「気づく」「はじめる」「つながる」に基づき、「住民が個人で取り組んでいくこと」、「地域全体で取り組んでいくこと」「丹波市社協が行う支援」という3つの視点で、それぞれの役割分担のもと具体的に取り組んでいくこととします。

行動目標① 気づく ～お互いの存在を認めあおう～

【それぞれの役割】

地域住民が取り組んでいくこと	地域全体で取り組んでいくこと
<p>■気になる人を見つけよう・声をかけよう 近所の人の様子が普段と違ったり、元気がなかったりしていませんか？積極的に声かけしてお話してみましょう。</p>	<p>■人権など身近な話題の研修を開催しよう 人権、認知症、介護保険など、生活に身近な話題の研修を自治会や地区の事業計画に組み入れていきましょう。</p>
<p>■サロンや研修会等に積極的に参加しよう 地元で開催されているサロンの様子を見たことがありますか？</p>	<p>■個人情報適切に管理しよう 自治会や地区の中で、個人情報を適切に管理できるルールをつくりましょう。</p>
<p>■近所づきあいを活発にしよう お互いに顔を見せあう機会を意識して作りましょう。</p>	<p>■地域の中で相談窓口をつくろう 個人の生活の困りごとを気軽に相談でき、解決へ導けるような仕組みを自治会や地区の中でつくりましょう。</p>
<p>■おせっかい焼きな人になろう みんなを巻き込んで、複数の人に声をかけてみんなでおせっかいを焼こう！</p>	<p>■民生委員活動をみんなで支えよう 民生委員さんの名前と、その仕事を知っていますか？民生委員の仕事を理解し、サポートしていきましょう。</p>
<p>■住んでいる地域の5年後、10年後を考えよう どこでも高齢化と人口減少が進んできます。地域の未来をみんなで考えていきましょう。</p>	
丹波市社協が行う支援	
<p>■地域に出向き個人や地域の課題の共有 社協職員が、地域住民や団体等の困りごとなどをお伺いし、解決に向けて一緒に考えます。</p> <p>■出張福祉教室等研修事業を通じた啓発 地域に出向き、様々な話題を提供し一緒に考えます。</p> <p>■研修会の開催支援 研修会開催の計画立案の段階から一緒に考え、支援します。</p> <p>■民生委員と協働した相談支援体制強化 住民の立場に立った相談・支援者である民生委員とともに、地域の中で相談に乗り、解決に向けて一緒に動きます。</p>	

行動目標② はじめる ～地域での支えあい・助けあいを進めよう～

【それぞれの役割】

地域住民が取り組んでいくこと	地域全体で取り組んでいくこと
<p>■井戸端会議をしよう</p> <p>地域の中で情報収集・共有ができる交流の場です。個人情報と人権、三密に気をつけながら井戸端会議をしましょう。</p>	<p>■井戸端会議ができる場所を提供しよう</p> <p>井戸端会議の大切さを共有し、ひさしのある倉庫の軒先や個人宅の外スペースなど、ちょっといすを置いて地域の方がお話しできるような場所の整備をしましょう。</p>
<p>■自分の趣味や特技を地域で活かそう</p> <p>あなたが仕事や趣味で培われた特技は、困っている人を助ける武器にもなりえます。</p>	<p>■みんなが集まれる居場所をつくろう</p> <p>サロンまではいかなくても、短時間おしゃべりができる場所をたくさん作りましょう。</p>
<p>■ご近所との交流をより深めよう</p> <p>高齢化が進んでいる今こそ、ご近所で意識して交流する機会を持ちましょう。</p>	<p>■気になる人に地域で関わろう</p> <p>サロンやいき百に参加しにくい男性が参加しやすくする工夫や、独居高齢者の見守りを地域を挙げて行うなど、子どもも含めた地域で考えていきましょう。</p>
<p>■防災意識を高めよう</p> <p>家庭での備えはもちろんのこと、ご近所で災害が起きそうな場所をあらかじめチェックしておき、避難経路を確保しておきましょう。</p>	<p>■地域での話しあいの場をつくろう</p> <p>地域で福祉や災害についての勉強会や、地域の中で心配な方への対応などを話しあうことのできる場を作りましょう。</p>
<p>■地域の行事や活動に積極的に参加しよう</p> <p>参加することで活動を盛り上げ、地域が活性化します。どんどん参加しましょう。</p>	<p>■住民が主体となり地域参加を進めよう</p> <p>地域の立地や社会資源はさまざまです。それに伴い発生する生活課題をみんなで認識し、解決に向け動いていきましょう。</p>
<p>■地域の福祉学習に参加しよう</p> <p>市や丹波市社協等が実施する講座等に積極的に参加し、地域での支えあいやこれからの地域づくりについて考えてみましょう。</p>	<p>■研修会や講座をはじめよう</p> <p>市や丹波市社協等が実施する講座等に積極的に参加し、地域での支えあいやこれからの地域づくりについて考えてみましょう。</p>
	<p>■地域で福祉学習会やボランティア講座を開いてみよう</p> <p>福祉委員が主体となり、自治会の事業計画の中に組み込んで企画し、丹波市社協といっしょに開催してみましょう。</p>
	<p>■援護が必要な人をみんなで把握しよう</p> <p>近所（同じ隣保）に災害時の要援護者となる方が住んでいるか確認しておきましょう。</p>

【それぞれの役割】

地域住民が取り組んでいくこと	地域全体で取り組んでいくこと
	<p>■災害時の支援活動を地域で決めておこう どこで災害が起こったか、負傷した人はいないか即時に連絡がとれる体制をつくり、自治会や地区で支援活動の内容や順序を確認しておきましょう。</p>
<p>丹波市社協が行う支援</p>	
<p>■コミュニティカフェやサロン等交流の場運営支援 コミュニティカフェの立ち上げ運営支援、サロン開催助成を継続して行います。</p> <p>■居場所マップづくりの支援（地区単位） 自治会のどこに居場所（おしゃべりできる場所）があるのかをマップとすることで、客観的に把握することができます。</p> <p>■住民の支えあい活動の運営支援 支えあい活動の必要性や活動内容、方法などを地域住民の方と一緒に考えます。</p> <p>■第2層（地区）支えあい推進会議設置・運営支援 地区に設置される支えあい推進会議の円滑な運営を支援します。</p> <p>■福祉委員の役割強化 地域の支えあいが進むよう、自治会単位で委嘱されている福祉委員の活動を充実します。</p> <p>■福祉大会の開催 情報提供・啓発の場となる福祉大会を毎年開催し、地域の様々な取組みを啓発していきます。</p> <p>■ボランティアの支援・養成 地域や個別支援の実情から、様々なボランティア講座を計画します。また、趣味や特技を生かした活動ができるよう支援します。</p> <p>■ボランティア情報の発信と講座の開催 「こんな活動をしてほしい」という需要を積極的に募集し、ボランティア活動につなげます。</p> <p>■研修・講座動画の制作・活用及び参加型研修の実施 研修やボランティア講座などをネット経由で気軽に見られる動画を制作します。また、助けあい体験ゲームなど参加型の研修を開催していきます。</p>	

行動目標③ つながる ～頼ったり頼られたりが当たり前な地域にしよう～

【それぞれの役割】

地域住民が取り組んでいくこと	地域全体で取り組んでいくこと
<p>■趣味や好きなことを介して地域とつながろう 家族や友人らと一緒に参加し、友人をつくりましょう。</p>	<p>■地元の社会福祉法人に相談しよう 社会福祉施設や認定こども園など、社会福祉法人の建物や設備、人材を活用して地域の課題解決に取り組みましょう。</p>
<p>■情報を幅広く集めよう 地域や世間の状況に常にアンテナを立て、様々な情報を集めましょう。</p>	<p>■地域の行事を企業や団体と連携して行おう 地元の企業や団体、社会福祉法人に声をかけ、地域の行事に協力してもらい一緒に連携して実施しましょう。</p>
	<p>■地域の情報を発信し情報交換しよう 他地域の人々はあなたの地域の取り組みを知りたいと思っています。広報紙やホームページなどで、あなたの地域情報を積極的に発信していきましょう。</p>
丹波市社協が行う支援	
<p>■地域住民と専門職の連携を深める 丹波市社協が仲介役となりコーディネートを行い、福祉専門職が身近な地域の中に入れるようにします。</p> <p>■専門職と連携した多職種のチーム体制づくり 地域での福祉学習や話しあいの場にチームで参加することで知識の幅が増えたり課題の共有が図れます。丹波市社協が中心となってチーム体制づくりを進めます。</p> <p>■住民や社会福祉法人・企業等と協働した福祉サービスの検討 いろいろな事業所が少しずつ役割分担し、協力することでより価値のあるサービスを考えることができます。丹波市社協が仲介役となり必要な事業所の協力を得ながら、新たなサービスの検討を行います。</p>	

3 行動目標がめざす姿

丹波市社協は、これらの行動目標の実現に取り組むことによって、以下のような本市の姿をめざします。

- 全ての人が助ける側・助けてもらう側と分け隔てせず、お互いにお互いを尊重し、笑顔で思いやり助けあう地域の中で、心地よい生活を送っています。
- 地域は、自らの課題を自ら探し検討し解決に導ける地域になっています。
- 丹波市社協は、地域の中にあって地域をサポートする役割を行っています。
- 丹波市は、10年20年先を見て、住民が笑顔で幸せに暮らし続けるための体制をつくり、関係団体との役割分担のなかで地域をサポートしています。
- 人口減少が進んでいく中であっても、人権文化の花が咲き、規模的にはコンパクトながら生活上の幸せを感じられるまちになっています。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理については、「丹波市地域福祉計画」と一体的に行い、「丹波市地域福祉計画推進協議会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、本計画の推進に関する調査審議を行います。